

令和5年第3回砂川市議会定例会

令和5年9月12日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 4号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 2 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 4号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 2 一般質問

高 田 浩 子 君
沢 田 広 志 君
辻 勲 君
武 田 真 君
伊 藤 俊 喜 君

○出席議員（13名）

議 長 多比良 和 伸 君
議 員 是 枝 貴 裕 君
伊 藤 俊 喜 君
高 田 浩 子 君
中 道 博 武 君
沢 田 広 志 君
辻 勲 君

副議長 小 黒 弘 君
議 員 石 田 健 太 君
山 下 克 己 君
鈴 木 伸 之 君
水 島 美喜子 君
武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長 兼 会計管理者	板 垣 喬 博
総務部審議監	安 原 雄 二
市民部長	堀 田 一 茂
保健福祉部長	安 田 貢
経済部長	野 田 勉
経済部審議監	畠 山 秀 樹
建設部長	斉 藤 隆 史
病院事務局長	朝 日 紀 博
病院事務局次長	山 田 基
病院事務局審議監	渋 谷 和 彦
総務課長	岩 間 賢 一 郎
政策調整課長	玉 川 晴 久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	東 正 人
指 導 参 事	堤 雅 宏
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	川 端 幸 人
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	板 垣 喬 博
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 田 勉
-------------------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	為 国 修 一
---------	---------

事 務 局 次 長 安 武 浩 美
事 務 局 主 係 長 齊 藤 亜 希 子
事 務 局 係 長 野 荒 邦 広

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第4号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第1、議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和5年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第4号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算の4件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 辻 勲君（登壇） おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

9月11日に委員会を開催し、委員長に私辻、副委員長に伊藤俊喜委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第1号から第4号までの一般会計、特別会計補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 多比良和伸君 これより予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号から第4号を一括採決します。

本案を予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は9名であります。

順次発言を許します。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） 皆さん、おはようございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

大きな1つ目といたしまして、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の市役所、市立病院、小中学校の対応と対策についてであります。感染症法では、感染症について感染力や感染した場合の重篤性などを総合的に勘案し、1類から5類までに分類し、感染拡大を防止するために行政が講ずることができる対策を定めています。新型コロナウイルス感染症の位置づけは、これまで新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当としていましたが、令和5年5月8日より5類感染症になりました。そこで、市役所、市立病院の5類感染症移行後の対応と対策について、小中学校の児童生徒の学校生活もコロナ禍で3年ほど制限されていましたが、5類感染症移行後の対応と対策について伺います。

そして、大きな2つ目といたしまして、砂川市の小中学校での生理用品の取扱いについてであります。生理用品は、生活になくてはならないものであり、学校生活において急遽必要になった場合等、児童生徒への対応がされていると思います。児童生徒が経済的に左右されることなく、予期せず生理用品が必要となった場合、小中学校での取組が必要とされると思われませんが、現状と対策について伺います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 大きな1、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の市役所、市立病院、小中学校の対応と対策について、私からは市役所に関わる部分についてご答弁申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置づけは、これまで新型インフルエンザ等感染症2類相当とされていたところですが、本年5月8日から5類感染症となり、以降日常における基本的な感染対策については法律に基づき行政が様々な要請、関与をしていく仕組みから主体的な選択が尊重され、個人や事業者の判断に委ねられることが基本となっております。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の市役所における対応と対策についてありますが、国から一律的な対応を求められることはなくなりましたが、厚生労働省から本年3月に示された新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の基本的な感染対策の考え方についての通知と国の情報提供に沿ったものとしており、手洗い等の手

指衛生や換気については、基本的感染対策として引き続き有効と考えられることから、市役所玄関や各会議室前等への手指消毒液の設置などの対応を継続しております。

また、3つの密の回避や人と人との距離の確保については、感染症流行期においては近接した会話を避けることが感染防止対策として有効であるとの考えから、会議等の開催時には引き続き配慮を行うなどの対応、対策を行っているところであります。

なお、市役所内の各窓口に設置しておりましたアクリルパーティションにつきましては、飛沫を物理的に遮断するものとしては有効とされていましたが、このたびの5類感染症移行に伴い、事業者において実施の可否を適宜判断するものとされたことから、この機会にて全て撤去しており、感染対策の緩和についても一定程度進めているところであります。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 大きな1、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の市立病院の対応と対策についてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症における院内感染防止対策として様々な対応と対策を行っておりますが、5類感染症への移行後の主な変更点を申し上げます。

1つ目に、入院患者に対する面会であります。令和2年2月より全面面会禁止とし、同年12月よりリモート面会を開始しておりましたが、移行後はリモート面会は継続した上で完全予約制での対面面会を開始しております。対面での面会は、面会時間を平日の午後2時から午後4時30分までの間で1組20分、1日各病棟5組程度とし、面会は原則2名以内で家族に限りますが、体調不良の方や中学生以下の方は感染予防のためお断りした上でデイルーム、または個室病室で実施しております。

2つ目に、出産時の家族等の立会いは原則お断りしておりましたが、移行後は短時間ではありますが、立会いや付き添いを可能としております。

3つ目に、院内への出入りを正面玄関のみとして、全ての来院者に対し発熱等トリアージを行い、発熱等の症状のある方については一般患者と動線を分けて救急外来に設置した発熱外来で診察しておりましたが、移行後は発熱等トリアージを終了し、自己申告により発熱外来へ受診するよう案内をしております。また、立体駐車場からの出入りを禁止しておりましたが、正面玄関での発熱等トリアージを終了したことにより立体駐車場からの出入口を開放しました。なお、手指消毒液については、継続して設置をしております。

4つ目に、会話などで発せられる飛沫を遮断する目的として、各窓口等にアクリルパーティションやビニールフェンスを設置しておりましたが、来院者がマスクをしていれば不要であるとの考えから撤去をしております。

最後に、発熱外来であります。9月4日から段階的に縮小しており、10月2日をもって完全に終了する予定であります。ただし、発熱の継続や強い倦怠感、食事摂取不良などの症状がある方の診療につきましては、引き続き一般外来にて対応してまいります。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君（登壇） それでは、私から大きな1、小中学校の対応と対策についてご答弁申し上げます。

これまでも学校においては文部科学省が示す学校における新型コロナウイルス感染症に係る衛生管理マニュアルに基づき、新型コロナウイルス感染症への対応と対策に取り組んでまいりました。基本的には、現在も変わっておりませんが、本年4月28日付文部科学省通知として学校生活における感染症対策については、平時においてはハンカチ、ティッシュの携行、発熱やせき等のふだんと違う症状がある場合は登校しないことの呼びかけ、換気の確保、手洗いなどの手指衛生指導、せきエチケットの指導、抵抗力を高める生活指導を行うこととされており、新たな指針を基に学校においてはこれらの指導を日常的に行っているところであります。

また、5類移行後はマスクの着用を求めないことが基本となったほか、給食時の黙食や日常的な消毒作業を行うことも不要とされたことから、現在はコロナ禍前と同様な対応とされているところであります。

さらに、学校行事におきましては、参加者の人数制限や時間短縮という考え方がなくなりましたので、子供たちが一堂に会する活動を行いやすくなったり、多くの保護者や地域の皆様を行事等の場面で学校にお招きすることもしやすくなったところであります。

このようなことから、子供たちに我慢を強いる場面が多かったコロナ禍ではありましたが、徐々に感染拡大前の学校生活や教育活動に戻りつつある状況となっております。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君（登壇） それでは、私から大きな2、砂川市の小中学校の生理用品の取扱いについてご答弁申し上げます。

各小中学校では、体育や保健体育の授業において心と体の変化に対する不安や悩みについて取り上げ、小学校4年生では男女ともに思春期の体の変化についての学習、中学校1年生では思春期における心や体の変化について学習し、しっかりとした知識を基に対応できるよう指導しております。

生理用品については、通常は個人で用意することが原則ですが、急な必要性や持参をしていない児童生徒が利用できるよう、保健室に生理用品を用意しており、養護教諭が個別に対応をしております。加えて、学校全体で児童生徒の様子を注意深く見守り、家庭の状況把握も含め適切に対応を行っているところであります。本市としましては、これらの取組を継続し、児童生徒が困難な状況に遭遇した際にはきめ細やかなサポートを提供するなど生活に対応した支援を行うことが重要であると考えており、今後においても生理用品の配付場所を含めて適切に対応するため、各学校において児童生徒及び保護者に対して丁寧な周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、順を追って質問していきたいと思っております。

まず、新型コロナ5類感染症後の市役所の答弁の中では、感染症法に基づいて対策をしているという内容でした。そして、3月の厚生労働省の変更後の感染対策の考え方についても基づいているということのお話でした。3つの密の回避等で人と人の距離の確保ということでも配慮をしていきたいというお話でした。

病院では、面会について完全予約制で対面の面会の開始、出産時の立会いは付き添いを可能としたと。そして、9月4日から縮小、10月2日に発熱トリアージの終了ということでありましたけれども、これについては後で質問したいと思います。

そして、学校は文部科学省が示しております学校における感染症対策、4月20日に示されたことに準じて行われているというお話がありました。

そんな中で、マスクの話も出てきたかと思うのですが、砂川市、病院、そして学校というところで、マスクの取扱いは5類後任意という話になっておりますけれども、それぞれ対応が違うのではないかと思いますので、まずマスクの取扱いについて伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後のマスクの取扱いについてということでございます。私からは、市役所における取扱いについてご答弁を申し上げます。

マスクの着用につきましては、これも厚生労働省からの通知に沿った取扱いとしているところでありまして、本年3月13日からは職員、来庁者ともに個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としているところであります。

なお、職員におきましては、高齢者等、重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的と考えられる場面においてはマスクの着用を推進しているほか、市内や市役所内での感染拡大が切迫した状況になった場合には、事業者が感染対策上または事業所の理由等により利用者または従業員にマスクの着用を求めることは許容されるといった国の方針に基づきまして、その時々々の状況に応じた対応を図るケースがあるものと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 市立病院におけるマスクの着用についてでございますが、今ほど総務部長からも本年3月13日付の国の通知ということでマスクの着用については個人の判断に委ねることを基本としますという通知があったのですが、その通知の中でマスク着用が効果的な場面ということで医療機関や高齢者施設、それから通勤ラッシュ時の電車やバス、そういったところではマスク着用が推奨されるとなっております。

当院については、高齢者あるいは基礎疾患を有する方、あとは妊婦さんなど重症化リスクの高い方が多く来院されていることから、この通知、いわば国の方針にのっとり、これまでどおりマスク着用をお願いして、院内感染防止対策を図っているところであります。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 5類感染症移行後の小中学校におけるマスクの取扱いについてご答弁申し上げます。

学校生活における感染症対策におきましては、児童生徒、教職員、来校者について着脱を強要することのないよう配慮することを前提とし、マスクの着用は求めないことが基本となっております。ただし、感染流行時には各学校では学校医の助言を仰ぎながら学校保健委員会などで協議し、マスクの着用を推奨することについて検討することとされております。

なお、現在は暑さ対策やマスクを外して生活することが社会的なスタンダードになってきたことから、ほとんどの児童生徒がマスクを外して学校での生活を送っている状況となっております。

学校におきましては、運動を行う場面や気温が上昇する日などは児童生徒にマスクを外すよう指導しているところではありますが、マスクの着用により子供の健康に影響を及ぼしかねない場面においては、積極的にマスクを外すよう子供たちに指導するよう引き続き学校に周知徹底してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、質問させていただきます。

それぞれ市役所では対面で高齢者の方とかいらっしゃった場合はマスクをつけるようにしたりとか工夫が見られるというか、そんな中でも職員の方で持病を持っていたり家族が病気だったり、高齢者と住んでいることから、マスクは必須だと思われる職員の方も中にはいらっしゃると思いますので、そういう方々に配慮しながら会議等でもマスクを皆さんで外しましょうとか、そんなことがないように今後も取り組んでいっていただきたいと思えます。

そして、病院につきましては、これまでどおりマスクを患者さんも共につけているというお話でした。

そして、学校なのですけれども、学校の場合、先ほど指導参事もおっしゃいましたように、体育や部活動であったり登下校であったり、今年度は熱中症ということで警戒アラートが何日も出たり、北海道では小学生が亡くなったという事案もありますので、気をつけなければいけない。そして、残暑も厳しく、私の体感なのですけれども、20年ほど前に本州に住んでいたのですが、その時点でも、9月は本州と北海道はあまり差がないのです。それぐらい北海道が蒸し暑い時期になっておりますので、北海道の方は特に暑さに本州の方より敏感ではないというか、エアコンもないし、エアコン普及も最近のことですし、我慢してしまうという傾向があるのではないかと思います。特に保育園、小学1年生とかになりますと、保育園の場合はゼロ、1、2歳がいるので、マスクをあまりつけなくてもよかったですけれども、幼稚園になりますと3歳以上児ということで、幼稚園に入園した

ときからずっとマスクをつけている。物心ついたときからずっとマスクをつけている子供たちが今の1年生なのです。そして、今の4年生、5年生にしても、1年生のときから前を向きましょう、御飯を食べるときはお話をやめましょう、そしてマスクをつけましょうという中で生活してきた子供たちですので、乳幼児期にそういう生活をずっとしているというのは、それが習慣づいていてなかなか、先ほどもマスクをしている方がほとんどいないというお話でしたけれども、そんな中でももしマスクをしている子がいたりしたら、特に気を配っていただきたいと思います。重複するかもしれませんが、低学年のお子さんはマスクが習慣となっておりますので、意識が向きにくいと思われれます。そして、残暑で熱中症で子供の命が危険にさらされる事案も発生しておりますので、そうした苛酷な環境下においてもマスクを着用していることが子供の健康に大きな被害を及ぼす危険性がありますので、教職員の気配り、声かけが非常に重要になってまいりますので、その点に留意していただきたいと思います。

それで、先ほど後でお伺いしますと言った病院のお話なのですけれども、発熱外来についてです。こちらに新聞の赤旗があるのですけれども、9月上旬の赤旗で厚生労働省が発表し、5類感染症移行後最多を更新、2週連続増加ですと。医療機関等情報システムによれば、集中治療室ICUの同感染症の入院中、患者さんが7日間で平均21人増の218人、その時点での新規感染者数ですが、神奈川県がトップ、次いで東京都、埼玉、そして千葉、その次が北海道となっております

そういったところで、感染者の報告が一番多いのが10歳未満の11万9,014人というところで小さい方が多い。福島県では先ほど総務部長もおっしゃっておいりましたけれども、状況に応じていろいろ求めていくという話でマスクの着用を求めたり、出勤や登校を控えるよう求めたりとかということも行われているようです。

まずはこんな形で感染者は増加傾向にあるかと思うのですけれども、その中で今現在の発熱外来の状況について、まず伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 発熱外来の受診状況ということでございますが、まず令和4年度、昨年度ですね、1日平均でいいますと55.3人、これが令和5年度になりますと52.4人ということで、ほんの少しは減少になっておりますが、そう大きくは変わっていない。ただ、これを大人、高校生以上と子供、中学生以下に分けてみると、大人の場合は令和4年度で1日平均23.1人が令和5年度では13.8人になりまして、9.3人減となっております。一方、子供は、令和4年度は1日平均32.2人、これが令和5年度は38.6人と6.4人増加しております。子供の受診が増加しているのは、先ほど議員さんおっしゃられた中身とは一致していると思います。

それと併せて、当院でコロナの検査をした方の陽性率、要はコロナの検査をした方のうちのどのぐらいの方が陽性になったかという数値を見ますと、5類以降直後の5月は13.

8%だったのですが、これが徐々に増加しておりまして、夏休み期間のお盆過ぎぐらいですね、8月には37.8%、直近9月で見ると41.1%まで陽性率が増加をしております。この当院での陽性率と北海道から毎週木曜日に発表されます定点把握の数値、これは何となく一致しているかという感じです。

陽性率、道発表の感染者数、これが増加傾向にはありますが、当院ではICUに入るような重症の患者さんの症例は少ないというかなくて、ほとんどの方が軽い症状、風邪症状の方が多いという状況になってございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 今事務局長がお話をされたように、報道でありました10歳未満、病院では中学生以下というお答えでしたけれども、増加している。そして、5月からを含めても13%から40%まで増加しているということが分かりました。

それで、なぜ今かということなのですよ。市民の方も不安に思っていて、どんどん感染している方は増えているのに、なぜ今発熱外来をなくす。受診される方も発熱外来、熱がない症状の場合もあったりして、熱がないと、まず時間外に病院に行くとすると、時間外に行って、また内科に行って、また発熱外来に行くという、そういった同じ一つの病院であるにもかかわらず何日もかけて、病院は結構混雑しておりますので、何時間も待つことになってしまって、そこで感染が広がるのではないかという不安もありますし、その不安を抱えながら病院に行かれている方も皆さんに、もしそうであってうつしてしまったらどうしようとか、そういった不安が実際にあるのではないか。そして、そういった声も聞こえてきているのですけれども、今なぜ発熱外来の終了を感染者が増加している中で行うのか伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 発熱外来、なぜ今終了するのかということですが、本年5月8日の5類感染症移行に伴い、国は医療機関を受診する前に国が承認した市販の検査キットで自己検査をして、それで陽性の場合でも症状が軽い場合には市販薬、解熱剤を購入して自宅療養を推奨していると。いわゆるセルフメディケーションというのでしょうか、こういった国の動きがあるということ。それと、道内他医療機関では、5月時点で発熱外来を取りやめている医療機関も多くあるということでもあります。それと、先ほども答弁しましたが、重症化率というのは上がっていないというか、下がっているというか、ほとんどの方が軽症ということでもあります。

併せて、発熱外来に従事する医師、看護師、コメディカル職員などの負担軽減もありますので、これらを総合的に勘案して、今度10月から終了をするということにいたしました。ただし、1回目でもご答弁申し上げましたが、発熱が持続する、あるいは倦怠感が強い、倦怠感がある、食事摂取不良など、そういった症状がある方については、引き続き一般外来で診察しますことになっておりますし、これについてはご不安に思われている方も

いらっしやると思いますので、当院のホームページや院内掲示、あるいはこれからになりますけれども、9月15日号の広報すながわ等により市民の周知を図ってまいりたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 もう決定してしまっていて、9月15日号の広報すながわにということなので、今からお伝えしても仕方ないのかと思うところもあるのですが、広報すながわであったりホームページであっても、よく見ていない方もいらっしやると思いますので、市民の混乱も非常にあるのではないかと思います。分からない方もいらっしやると思うのですが、そういった点でもっと細やかな対応が求められると思うのですが、その点について考えを伺います。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 まず、大前提として発熱外来終了とは言っておりますが、現在行っている救急外来で発熱者を集めて診療するスタイルをやめるということで、発熱した方を診ないというわけではありません。そこを大前提として、周知方法についてもっと細やかにということですが、今我々で想定しているのは、電話や窓口等での問合せが恐らく増えるだろうと考えてございます。なかなか広報であったりホームページであったり、紙ベースでは伝わらない部分というのはあるのだと思います。ですので、それら窓口や電話等の問合せに対しましては、担当は医事課ということになるのですが、電話交換や総合案内、それから各窓口など含め、丁寧に対応することで患者さんの混乱や不安の解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 電話等の対応を強化するというお話でしたけれども、発熱があつて病院に行ったときに、先ほども言いましたが、発熱外来は終了しましたとか、そういった掲示とか、目で見て分かるのも大切なのではないかと思います。今後感染者が増加したとき等も想定しながら、その都度柔軟な対応をしていっていただきたいと思います。

それでは、大きな2つ目の質問をしたいと思います。生理用品の取扱いについてですが、女性活躍・男女共同参画の重点方針2021、内閣府では経済的理由で生理用品を購入できないという女性がいる生理の貧困問題がありまして、女性の健康や尊厳に関わる重要な問題と明記されています。生理の貧困が女性、そして児童生徒の心身の健康等に及ぼす調査では、生理用品の購入、入手に苦労したときの対処法として交換の回数を減らしたり代用といった回答が高い結果となっています。同じように、経済的理由で生理用品が買えない、生理にまつわる不利な状況であったり、そして学校に行けない。節約するために交換の回数を減らしたり、適切に使用しない、精神的負担、そして代用品の補い、体の健康トラブル。学校に行けないことについては、遅刻であったり、お休みをしたり早退につながるということも問題になっております。

日本では、生理の貧困の取組の実施をして581の公共団体が提供しているようです。カナダ、インド、ケニア、オーストラリアで生理用品の課税を廃止しておりますが、日本では軽減税率の対象外になっています。スコットランドでは、生理用品の無償提供を学校、図書館、地域センター等で行っています。イギリスでは、公立教育機関を通じて配付。そして、フランス、ニュージーランドでは生理の貧困の解決、女性の健康、児童生徒の健康の支援ということで、無料設置を通して授業欠席の生徒、学生がいる状況をなくすというところで進めていっているようです。東京都立では、250校でトイレに無料設置、そして大学でも無料設置を進めるところが増えております。

生理用品の無料提供は、生理の貧困の解決だけではなく、女性、そして児童生徒が生理によってかかる全ての負担を減らすという意味もあります。そして、初めにもありましたけれども、急に生理用品が必要になったときでは、次長からもお話ありましたけれども、保健室では間に合わないのです。トイレにあるべき。そして、近隣の市町村でも行っております。道では前年度から生理用品を配置するモデル的な取組が行われ、今年度から全ての道立……高校だと思えるのですけれども、トイレに生理用品を設置することになったようです。これを踏まえて、砂川市でも学校、特に砂川市は今後小中一貫校ということで、小学校……。中学校だけ行われているという自治体もあるのです、中には。低年齢化もありますので、小中学校について生理用品の配置について考えを伺います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 小中学校に生理用品を女子トイレへ配置する取組についてというご質問かと存じます。

小中学校のトイレに生理用品を配置するには、衛生面、管理面に課題があると考えておりました、これまでと同様に保健室での一人一人に寄り添いました対応を続けてまいりたいと考えております。ただ、一方で急遽必要になった場合なども想定されますし、議員がおっしゃいますとおり道立高校、また近隣の小中学校においても女子トイレに生理用品の常時配備だとか試験導入を始めているところもあるというのはお聞きしてございます。このことから、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境整備という観点からも、先行して取り組んでいる自治体の情報を収集しながら女子トイレへの配置について検討をしてみたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 とにかく前向きな早急な検討が必要な事柄ではないかと思うのです。道が行ったというのは、北海道全体にとってすごく大きな前進であって、今すごく低年齢化しております、最初の答弁でもありましたけれども、小学校4年生と中学1年生にそういったお話をしているようなお話がありましたけれども、早い子ですともう1年生、2年生で生理用品が必要になる場合もありますので、そういった低年齢化が進んでいることによって生理用品の配置をまずしていただいて、そして生理用品の使い方を分かりやすくイ

ラストとか、こう使うというのを小学校1年生から見て分かるように、設置した場合は置いたり配付したりという、低年齢化の子供たちに対する取組も必要かと思うのですけれども、その点について考えを伺います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 生理用品の使い方の周知についてのご質疑かと存じます。

これにつきましては、児童生徒がまずしっかりとした知識に基づいた対応でできることが必要だと考えております。

また、今後校長や養護教諭などから小中学校のまず現状を把握いたしまして、どのように周知をするか、またどういう体制づくりをしていくかも含めまして、協議、検討を進めてまいりたいと考えておりますし、また児童生徒のほかにも保護者に対しましても必要な情報提供を行いながら、児童が安心して学校生活を送ることができるような環境整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 生理用品については、少し前向きな回答をいただいたと私自身は思っているのですけれども、教育長、今次長からいろいろ様々お話ありましたが、何か補足等、教育長の考え等ありましたら、教育長の言葉で伺いたいと思うのですけれども、お願いいたします。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) ただいま生理用品の関係で次長からもお答えをさせていただきましたので、重複する部分もあるかと思いますが、私からお答えをさせていただきたいと思います。

現在砂川市には、中学校1校、小学校5校ということで、中学校は統合して1学年複数学級がいます。小学校については、ほとんどが通常学級は1学年1学級と。複式等もごございますけれども、その中で養護教諭を中心に学校全体でその関係については取組をしていると承知をしております。ただ、思春期の年齢が低学年化しているということも承知をしておりますので、このことは心と体のバランスが崩れやすいと。これは、養護教諭もそうですが、学校全体でそのところは取り組んでいかなければならないということがありますし、また貧困によってその必要性があるという児童生徒も、これはおられると思いますので、今取り組んでいる中身に合わせて学校現場、養教中心に学校からその状況を確認するとともに、もし課題等があるとすれば、それも連携を取りながら、もし必要な対策があるとなれば、それは十分検討をさせていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 教育長からのお話もありました。

保健室にあっても、保健室に結局伝えることができなかったという子供たちの声も実際に聞いております。そういった子供たちがすぐにトイレで対応できるような学校生活にな

ったらと思っております。

それと併せて、小中学生が多く利用する、例えば公民館、図書館、ゆう、海洋センター、総合体育館、市営野球場、弓道場、市営陸上競技場、市営テニスコート等、教育施設も小中学生が利用する施設でありますので、今後の課題としてそういったところにも設置等も考えていただけたらと思います。

以上で質問を終わります。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時02分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、通告に従いまして、大きく2点について一般質問をさせていただきます。

大きな1点目としまして、防災対策についてであります。近年異常と思われる気象状況や地震の発生が各地にて見られ、万が一でも水害や地震などによる大規模な災害が発生した際の対応として、以下について伺います。

- (1) 災害時における要配慮者への対応について。
- (2) 市内在住外国人並びに外国人観光客への災害時の対応について。
- (3) 災害時の指定避難所の運営方法について。
- (4) 指定避難所での自家発電装置の追加設置の考え方について。

続きまして、大きな2点目といたしまして、（仮称）市民プールの設置についてであります。市民が水泳を楽しんだり学んだりするプール施設は老朽化が進み、現在も使用している市内小学校に設置されているプール、休止中とされている海洋センタープールとなっております。これからは、幼児から高齢の方まで幅広い世代に水泳に親しみ、楽しみ、学ぶための新しいプールの設置が必要であると考えますが、以下について伺います。

- (1) 市内小中学校に設置されているプール利用の現状と老朽化による修繕等について。
- (2) 令和8年度開校の義務教育学校での水泳授業の取組について。
- (3) 現在休止中の海洋センタープールの今後について。
- (4) （仮称）市民プールの設置の考え方について。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 私からは、大きな1、防災対策についてご答弁を申し上げます。

初めに、（1）災害時における要配慮者への対応についてであります。要配慮者とは

災害対策基本法において高齢者、障がい者、乳幼児、その他の災害時に特に配慮を要する者とされており、要配慮者のうち災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者を避難行動要支援者と定義しております。

市では、一定の基準に該当する高齢者、障がい者等、特に支援を要する者として避難行動要支援者名簿を作成、更新しながら現状の把握に努めているところであります。災害時には、災害対策本部の救護・保健対策班が避難行動要支援者の安否確認、避難行動の支援に当たることとしておりますが、大規模な災害が発生した際には市による対策班等の活動だけでは手が回らないことも想定されることから、地域の実情に明るい地域住民の皆さんとの連携と協力に基づく支援が必要であると考えているところであります。このことから、継続的に自主防災組織の設置、育成、住民同士の連携、協力など啓発活動に努めているところであります。

次に、(2) 市内在住外国人並びに外国人観光客への災害時の対応についてであります。市内在住の外国人は令和4年度末の住民基本台帳登録者で44人となっております。また、外国人観光客につきましては、正確な人数を把握できませんが、砂川ハイウェイ・オアシスなど観光施設や様々な店舗に訪れているものと認識しているところであります。それらの方への災害時の対応については、まず情報伝達手段としてホームページは英語、韓国語、中国語での表記のほか、広報閲覧システムのカタログポケットは10か国語の翻訳表示、読み上げ機能を有していることから、広報すながわ防災ハザードマップを閲覧できるよう対応しているところであります。

また、災害時における意思疎通については、生活基盤のある方と観光客では行動や情報ニーズが異なること、日常会話ができるかどうかの状況にもよりますが、外国語のできる周囲の方との連携、スマートフォンの翻訳アプリ、外国人用のパンフレット、コミュニケーションシートなどを活用しながら意思疎通を行うほか、それぞれに応じた情報伝達、避難誘導や避難所を運営することとしております。

次に、(3) 災害時の指定避難所の運営方法についてであります。災害発生時などにおいて避難所の開設が必要となった場合を想定した災害対策本部の避難所運営マニュアルを作成しております。初動期においては、市の避難所担当職員と施設管理者により避難所を開設し、避難所の運営については地域住民と連携しながら運営することを原則としております。特定の方に過度の負担とならないように役割分担し、できるだけ全体で対応することを基本とし、避難所の状況が落ち着いてきた段階で意思決定や役割分担を行うため避難所運営委員会を立ち上げ、避難住民が主体となり、会長、副会長の選任、総務班、情報班、食料・物資班等を編成し、マニュアルやチェックリストを活用して地域住民の意見を反映した上で避難所を運営していくこととしております。

また、市の役割につきましては、災害対策本部との連絡調整、災害の情報収集、避難所までの物資運搬等を行いながら避難所運営委員会の運営をサポートしていくこととしてお

ります。

次に、（４）指定避難所での自家発電装置の追加設置の考え方についてであります。自家発電装置のある指定避難所は、現在総合体育館、公民館、北地区コミュニティセンターの３か所であり、市内の南、中、北の地区で対応できる体制を取っております。電源の確保は、避難所に不可欠であることから、今後の指定避難所での自家発電装置の設置につきましては指定避難所である小学校の統合及びその後の施設の利活用の状況を踏まえ避難所を編成していくこととなりますので、その他の指定避難所とともに、自家発電装置の計画的な設置につきましても併せて検討していきたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君（登壇） それでは、私から大きな２、（仮称）市民プールの設置についての（１）（３）（４）についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）小学校に設置されているプール利用の現状と老朽化による修繕等についてご答弁申し上げます。小学校のプール設置状況は、市内３校にプールを設置しておりますが、令和４年度のプールの開設に当たり空知太小学校プールに大規模改修が必要となったことから、児童生徒の安全確保の観点から休止とし、現在豊沼小学校及び中央小学校の２校を利用しております。

利用につきまして、昨年度は学校内での新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、小学校のプール授業を全て中止としましたが、市民が利用できる学校プールの開放事業については７月から８月まで実施し、延べ人数は豊沼小学校プールでは２３４人、中央小学校プールでは４２１人、合計６５５人が利用しております。本年度においては、市内４校の小学校全学年がプール授業を７月から８月まで行っており、延べ人数は豊沼小学校プールでは５７５人、中央小学校プールでは２９６人、合計８７１人が利用し、また学校プール開放事業についても実施し、延べ人数は豊沼小学校プールでは５９８人、中央小学校プールでは７３９人、合計１，３３７人が利用しているところであります。

次に、学校プール設備の修繕等ではありますが、空知太小学校は平成３年、中央小学校は平成５年に、豊沼小学校は平成７年にプールを建設し、経年劣化による各設備の故障による大規模修繕を平成２６年には空知太小学校、平成２７年には豊沼小学校及び中央小学校プールの上屋はり及び支柱の補強などを行っており、また令和３年には中央小学校、令和４年には豊沼小学校のプールろ過器をそれぞれ改修しており、このほか亀裂が入ったプール槽の修繕や各種設備、部品の交換などを行っておりますが、プール開設前には点検や清掃を行いながら児童のプール利用及び学校プール開放事業時の安全確保に努めているところであります。

次に、（３）現在休止中の海洋センタープールの今後についてご答弁申し上げます。海洋センター施設は、公益財団法人Ｂ＆Ｇ財団により昭和５２年に体育館及び艇庫、昭和５３年に第２体育館、昭和５５年にプールがそれぞれ建設され、その後昭和５８年に全ての

施設が砂川市に無償譲渡されたものであります。海洋センタープールにつきましては、利用者数が減少してきたことや施設に係る維持管理費や老朽化による大規模改修が必要なこと、また市内各小学校にプールが整備されたため学校プールを代替施設として活用することが可能であることから、平成11年度の行政改革により海洋センタープールの休止措置が取られ、平成19年には今後の利用計画がないことから体育施設条例を改正し、海洋センタープールに係る規定を廃止しております。現有するプール施設の利活用等については、現時点では具体的に決まっていないことから、今後決定していかなければならないと考えております。

次に、(4)市民プールの設置の考え方についてご答弁申し上げます。現在中央小学校及び豊沼小学校の学校プール開放事業として無料で開放しております。このことから、新たな市民プールを設置する計画は現在のところございませんが、当面は両校のプールの修繕等を行いながら可能な限り維持管理し、児童生徒や市民の方々に活用いただけるよう考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 (登壇) 次に、私から大きな2の(2)令和8年度開校の義務教育学校での水泳授業の取組についてご答弁申し上げます。

学校における水泳授業につきましては、文部科学省の示す学習指導要領に準拠し、各学校において教育課程を編成、実施しているところであり、令和8年度開校予定の義務教育学校においても同様の取扱いとする予定としております。現段階では、義務教育学校における教育課程は確定しておりませんので、具体的な実施方法などに言及することはできませんが、水泳授業につきましては現在各学校で取り組んでいるとおり、実技指導と教室での学習により行っていくことを想定しております。なお、実技に関わる指導場所につきましては、本年度と同様に豊沼小学校と中央小学校のプールを利用することとし、義務教育学校から移動して実施することを想定しております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、1回目の質問に対しての答弁をいただきましたので、順次2回目、再質問ということで進めてまいりたいと思います。

まずは、防災対策の関係で災害時における要配慮者への対応ということで答弁、説明いただいたところであります。その中で、市内の要支援者、どのぐらい人数がいるのか、まず先にそこを聞かせていただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 災害対策基本法上において、要配慮者と定められております高齢者、障がい者、乳幼児、その他の災害時に特に配慮を要する者ということで、砂川市の場合65歳以上の高齢化率が40%を超えているという状況もございますので、要配慮者という形でいけば7,500人程度いらっしゃると思います。その中で、要

配慮者のうち災害が発生したとき、また発生のおそれがあるときに自ら避難することが困難な者ということで避難行動要支援者という位置づけの中で砂川市として名簿登録をしております。この名簿登録をしている方が全部で524人ということになっています。この基準につきましては、生活の基盤がまず自宅にある方というのを前提にした中で、要介護3、4、5の認定を受けている方、それから身体障害者手帳の1級、2級、養育手帳Aを所持する知的障がいのある方、また精神障害者保健福祉手帳の1級、2級を所持する方、また市の生活支援を受けている難病の方、こういった方々を含めて全体で今524名の方が登録されているという状況でございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 災害時における要配慮者への対応の関係で、おおむね介護を必要とされている方を含めて7,500人ほど、さらには要支援者、避難することが困難なため支援が必要な人が500人を超える人方がいるということで改めて確認をさせていただきました。

そこで、先ほど1回目の答弁の中でもありましたように、避難で支援を必要とされている部分では、例えば保護・救護班、保健対策班等を含めながら安否確認等も含めてということであります。今回私は指定避難所という部分も含めながらお聞きをしておりますけれども、6月議会のときにお聞きした中で指定避難所のほかにも福祉避難所もありまして、そうなるこのように避難要支援者の方たちは場合によっては指定避難所に避難をしたけれども、個々の指定避難所では対応し切れないといったときに、福祉避難所へ移動だとか、そちらに避難してくださいといったことになっていくかと思うのですが、この辺りの大方の人が、場合によっては福祉避難所への避難といったことがひょっとしたら必要とされる部分が出てくるのではないかと思うのですけれども、どのように取られているのか、その辺聞かせていただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 基本的には、一義的に要配慮者の方々あるいは避難行動の援助が必要な方々も含めて、避難所にまずは避難をしていただくということを原則としているのがまずございます。その中で避難所生活では災害による生活環境の変化に対応することが困難になってくる場合、特に要配慮者の方に対しては特段の配慮が必要になってくるということで、避難所の共同生活が難しいと判断される要支援配慮者の方々については、福祉避難所を開設して対応していくということが想定されます。

今砂川市には福祉避難所に指定している箇所が4か所ございます。ふれあいセンター、北地区コミュニティセンター、南地区コミュニティセンター、砂川遊水地の管理棟といったことになっております。そちらに移送をするということになっているかと考えております。

また、福祉避難所に避難する方が多くて、福祉避難所でも対応できないという場面があ

った際には、市内の福祉施設や、そういったところと連携を図って福祉避難所の機能を確保していきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 指定避難所の関係と福祉避難所の関係含めてお聞かせいただきましたので、流れる的なものを含めてはこういう形だと理解させていただきたいと思います。

それで、(2)に移ってまいります。市内在住外国人並びに外国人観光客の災害時の対応で、私最初にお聞きしている部分で災害時における要配慮者への対応の中には外国人の方たちも要配慮者として対象になるということ調べていくとあったものですから、その関係から、まさに先ほど答弁いただきましたけれども、令和4年度における在日、住民登録されている外国人の方たちの人数も聞かせていただきましたし、あと情報手段だとかも市としての取組も含めて答弁いただきました。その中で、私も詳しく知り得ていなかった部分で、広報すなわでカタログポケットがあるということで、改めて見させていただいて、スマートフォンとパソコンを使って調べさせていただきました。10か国語の言語に分けて、周知というか、お知らせができるという部分では、改めてこういうシステムもあるのだと。先ほどの答弁の中には、砂川市のハザードマップについても利用しながらということがあったのかと思っています。そういった部分についてはしっかりやっていただきたいと思いますし、最も心配するのは、外国人観光客が少しずつ戻りつつあって、増加しているということにおいては、先ほど答弁あったように、砂川でいくと特にハイウェイオアシス館、観光バス等も含めてありますので、そういったときに万が一災害が発生したときの外国人の住んでいる方はもちろん、観光客の皆さんにもしっかりと対応が必要なことから、今回質疑をさせていただいたところでもあります。

そこで、市としてもいろいろな形をやってはいるのでしょうけれども、いろいろ調べていくと、小規模自治体であると対応が非常に難しい部分があるものを、一つの支援の方法として調べていきますと、キーパーソン連携事業というのがありまして、北海道においては北海道国際交流・協力総合センターが中心となって、外国人のキーパーソンとなる方、一例で挙げますと、長らく日本、北海道、砂川とかに住んでいる外国の方たちを中心にして、ある部分では砂川にいながらほかの町の災害に協力をしていくといった部分、一番安心するのは母国のことを知っている方たちに災害の状況とか、こういったことの対応はこうするのが大事だよ、分かりやすいよねといった部分の安心感を与えてくれる一つの施策が、キーパーソン連携事業なのかと私なりに感じさせていただきました。このキーパーソンとなる方たちを中心に、防災情報を周知、発信する。調べていくといろいろ拡散してほしいという部分の取組がキーパーソン連携事業であるのですけれども、こういった形もある面では大変重要な仕組みとしてあるのかと思うのですが、こういった形の活用については、市としてはどういう形として受け止めていいのか、その辺の考え方があるのだったら聞かせていただければと思うのですけれども。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 外国人の方が災害に遭われたときに、一番不安に感じるというところが、国によっては災害のリスクが少ない国もございますので、災害そのもののリスクが分からないといったことであつたり、どのように避難すればいいか。また、避難所の場所だったり、どのような行動を取ればいいのかという、そういったところの不安が一番多く聞かされているということでございます。その不安を解消するためには、自分の国の言語で話ができるですとか、周囲の日本人との間をつないでくれる、こういった安心感を提供することが大事だと言われております。今議員さんからもお話がありましたキーパーソンの連携事業、国においてはクレアと言われておりますけれども、財団法人の自治体国際化協会もございますし、北海道においては昨年7月に外国人支援体制の整備を図るために北海道国際交流・協力総合センターと協定を結んだ中で、北海道災害時外国人支援センターといったものを設置しておりますので、正直なところ、いざ災害が起きて外国人の対応を図るということになりますと、砂川市だけでは圧倒的にマンパワーが不足しているのが現状だと思っておりますので、こういったボランティア団体であつたり国際化交流のこういったセンターをしっかりと活用して連携を図っていくといったことについては、しっかりと研究をしていきたい。こういった手続を踏めばどのような支援を受けられるのかといったようなことについては、すぐそういった取組ができるように協議、調査研究を進めていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 キーパーソンについても説明をいただいて、その中でクレアという言葉が出ておまして、たしか頭文字を取ってクレアという言い方をされているのではないかと。これは、総務省が先頭になってやられている部分だということで、今ほど部長からもクレアの関係含めてありましたので、クレアについて私も調べてきました。まさに国も指導しながら、災害が起きたときに外国人に向けて支援をするという仕組みということで、その中には災害時多言語表示シートだとか災害時ピクトグラム、絵文字、体調、食材のピクトグラムが記載された避難者登録カード、こういったこともオープンに各自治体へ使っていますよという形で準備をされているものですから、今後さらに外国の方たち、市内に在住している外国の方も結構国別でいくと幅広く、これは事務報告書を見ると全部載っていて、多岐にわたった国の方たちがいるのだと思っています。そうすると我々はどちらかというと英語とかフランス語や中国語とか韓国語は身近な部分でありますけれども、残念ながら東南アジアの方たちだとかの言語には近いけれどよく分からない部分がありますので、結構幅広く、たしかクレアの場合は12か国語、先ほどのポケットの関係は10か国語でしたけれども、さらに2言語増えておりますので、そういった部分では砂川の特徴も生かしながら活用できる部分が私は必要だと思っています。このことについては、今後研究もしながら調査もしてという話がありましたので、この辺をしっかりとやっていただき

いということと、それと砂川というまちで災害が起きて被災地になってしまったらどうなのかと思ひながら、例えば英語圏の部分ですけれども、砂川には英語指導助手の皆さんもいらっしゃると思いますので、そのときにはもし時間的な猶予もあって、協力してもらえような考えがあるのであれば、そのような人方にも母国語を使った部分での災害に対する周知というか、情報発信も私は必要だと思っています。本来だと砂川市だけでできることではなくて、中空知の広域の中でみんなが一つになってこういう仕組みをつくってもらえればと思ひてはいるのですが、まず身近な一例として砂川市内にいらっしゃる英語指導助手の皆さん方に、教育委員会とも連携を取りながら応援というか支援をしてもらおうといったことも私は必要だと思うのですけれども、この考え方について、もし持っているのだったら聞かせていただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 間違いなくそこは有効な手段になり得ると考えておりますので、教育委員会とも連携を図りながら、そういった対応が可能となるような準備を進めていけるかと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは次、(3) 番目の災害時の指定避難所の運営方法について改めて聞かせていただきたいと思ひます。

先ほどの答弁の中では、もう既に避難所運営マニュアルというのを作られていて、主に災害が起きたときに対応される職員の皆さんに向けたマニュアルなのかと私は受け止めたのですけれども、この避難所運営マニュアルが場合によっては、地域との連携が必要になってくる。例えば災害が長期にわたった場合には、避難所設営も含めていろいろな形で出てくるようになった場合に、地域との連携も含めながら、この避難所運営マニュアルをもう少し地域住民への周知とか、こういうものですよといったことを知ってもらう機会が私はあっていいのではないかと思ひますが、この辺の考え方を聞かせていただければと思ひます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 避難所運営マニュアルにつきましては、災害が発生し、いざ避難所の開設が必要となったときに、いつ、誰が、どのように行うべきかはあらかじめルール化しておくために、避難所の運営が円滑に行われることを目的に、平成29年3月に作成をしているものであります。

議員さんご指摘のありましたとおり、災害対策本部向けの部分が多いマニュアルでありまして、職員は当然このマニュアルに沿って避難所運営に当たっていくわけなのですけれども、まだ砂川市においては例はございませんけれども、避難所の運営が長期化するような大規模な災害が発生した場合については、当然職員がサポートしつつ、先ほど1回目の答弁でもお伝えしましたけれども、原則として地域住民の皆さんによる自主運営をしてい

ただ、そのような場面も想定されているということで、内容を知っておいていただくことは重要なことだとは思っております。

ただ、中身がかなり細かいものになっておりますので、分かりやすい概要版的なものも作成するなど工夫をして、町内会に配付するなり、あるいはホームページへの掲載、まちづくり出前講座の中での説明、それから地域防災訓練等を通じて周知を図っていただけるようなことを考えていきたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 避難所運営マニュアル自体は職員向けの部分が大きいということで、今ほど答弁いただいたように、地域住民の皆さんにも分かりやすい形で概要版というお話がありましたけれども、分かりやすい形でそれを皆さんに知ってもらおうという機会をたくさん持っていたきたい。そういったものを地域として、例えば地域の町内会の役員さん方とか、知らないよりは事前に知っておくと、万が一のときこういう形でこういう動きが必要なのだよねということに、私はいいい方向につながるのではないかと思いますので、そういった点には前向きに、またより一層やっていただきたいということで、このことについては終わりたいと思います。

それで、(4)番目、指定避難所での自家発電装置の追加設置の考え方について、1回目の答弁をいただいておりますが、正直令和8年度の義務教育学校の開校に伴って、現在ある各小中学校が指定避難所、避難場所という形であるのが今後変わってくるわけですから、再編も含めて計画的にということでありました。その中で、私は前段にも触れさせていただきました。指定避難所もありますけれども、福祉避難所がありますよね。市内には4か所あります。福祉避難所に避難される方たちは、例えば障がいがある、病気がある、場合によっては医療的ケアを必要とする人方もいるかもしれない。そういったときには、計画的な設置といいますけれども、福祉避難所に私は優先的に自家発電装置を追加で考えていくべきことではないか。最も必要とされる人方が避難する場所であると私は受け止めておりますので、こういった部分も含めて私はしっかりやっていただきたいと思うのですが、今後計画的に設置ということなのですけれども、福祉避難所への自家発電装置の追加設置についての考え方として、あれば聞かせていただければありがたいと思うのですが。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 自家発電装置の設置してある避難所については、現在総合体育館、公民館、北地区コミュニティセンターの3か所ということでお伝えをしておりますが、実は福祉避難所の4か所のうち遊水地の管理棟においても自家発電装置が設置されているという状況になっています。

現在のところ、それ以外の避難所につきましては、資機材として市が備蓄している発電機、11台あるのですが、また業者さんからレンタルをするなど、こういった対応をしていく中で各避難所に配置をしていくという考え方で今運用をさせていただいております。た

だ、当然備蓄している発電機につきましては、自家発電装置とは性能が大きく異なるという部分があります。

現在市内の南、中、北地区でそれぞれ長時間の停電に一定程度対応できる体制を取っておりますけれども、災害時に必要となる照明や暖房、充電など、電力の確保を図っていくのは重要だと思っております。そんな中で、福祉避難所、確かに避難所の中でも特に配慮が必要な方々が集まる施設になりますので、この辺については今後検討していく中でその開設の頻度であったりですか、あるいは避難所の配置する場所の設定の部分、今福祉避難所においても1か所、自家発電装置があるものですから、市全体の中でのバランスも考慮しながら、当然福祉避難所の優先度が高いというのはそのとおりという部分もございますので、その辺を踏まえてしっかりと検討はしていきたいと考えています。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 自家発電装置については終わりたいと思いますが、最後に5年前に胆振東部地震が発生したときも、お聞きしていると、医療的ケアで電源を必要としている人たちもいたが隣接する苫小牧とか、大きなまちの応援ももらってやっていたと。現在確かに移動用の発電機だとか含めてありますけれども、安心して砂川市としてきちんと対応ができる部分は計画的に実施をするということでもありますけれども、自家発電装置といったものは大きなものになってくるのかと思いますので、そういったことも受け止めながらしっかりやっていただきたいということで、防災対策についての質疑はこれで終わりたいと思います。

続いてなのですが、(仮称)市民プールの設置についてそれぞれ聞かせていただいております。市内小学校に設置されているプールの利用の現状と老朽化による改修、修繕等について聞かせていただきました。もちろん市内にある学校プール、空知太小学校が平成3年、中央小学校が平成5年、豊沼小学校は平成7年にそれぞれプール開設ということでは、年数的にもかなりたってきている、経過してきている。いろいろ修繕もしながら何とかやりくりをしているといった中で、空知太小学校については残念ながら大規模改修をしなければいけないことから、基本的には休止をしているということでありました。残念ながら、休止しているということが、同じ学んでいる子供たちの中で違いが出てきているのかということで、これに関連して確認だけさせていただきます。空知太小学校のプールは今現在休止で、先ほど聞いていると空知太小学校だけは水泳授業をしていないように私は受け止めたのですけれども、基本的には水泳授業はしていないと受け止めていいのか、先に聞かせていただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 今年度、空知太小学校において水泳授業は行われていないという部分について、私からご答弁させていただきます。

令和2年度からの3年間、市内小学校においては新型コロナウイルス感染症感染拡大防

止の観点から水泳授業における実技指導を見送ってきたところでございます。しかし、本年5月8日から5類感染症に移行されたことを受けまして、各小学校においては改めて各教科の年間指導計画を見直し、教育課程の改善を図ってまいりました。

水泳授業につきましては、現在豊沼小学校と中央小学校のプールを利用して実技指導を行っていることから、自校にプールのない学校は移動や準備等に伴う時間と実際の指導時間を見極めながら、実技に係る授業時数や指導日数を設定しているところです。このような中、空知太小学校につきましては、移動時間が他校よりかかってしまうということから、指導日数を増やすことで授業に充てる時間を確保することを検討したところ、体育科に充てる授業時数が増え、予備時数を圧迫してしまうことが懸念されたため、学校では5類感染症移行後の学級閉鎖等への備えから予備時数を各教科満遍なく設定することを優先しまして、今年度は水泳授業における実技指導を見送ったという報告を受けているところです。

ただ、学校としましては、5類感染症移行後、新型コロナウイルス感染症で出席停止となる児童はいるものの、学級閉鎖に至るような感染拡大は発生しにくいということも今年度分かってきたことから、次年度に向けては実技指導を行うことを視野に年間指導計画の見直しを行うこととしているといった状況になってございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 空知太小学校の実情については分かりました。

来年度見直しをということは、水泳授業はあると私は受け止めたのですけれども、というのは学習指導要領の中で水泳授業についても明文化されていますし、私は水泳は命に関わるものだと思っています。ですから内陸である砂川でもきちんとした水泳授業を通して、命に関わる部分を身につけていくことは私は必要だと思う。泳げなかったら、おぼれてしまっても大変な事態が起きると。それを避けるための部分では、小中学校で行う水泳授業は大きな役割を果たしていると思いますので、そういった部分を含めて今後いろいろな状況があるかもしれませんが、しっかりやっていただきたいと思っています。

正直市内の各学校のプールについては、かなり老朽化して、それぞれ修繕をしてきて、例えば豊沼小学校については令和4年にろ過器の、恐らくプールにおいては最も心臓部である、一番重要な部分のろ過器、これは費用的にはかなりかかる部分でもあるので、このろ過器を修繕したということは、またさらに長く使えるという形になっていくのかと推測させていただきます。

利用度についても聞かせていただきましたので、このことは今後のことについて絡んできますので、後ほど関連した部分があれば聞かせていただきたいと思います。

そして次に、(2)の令和8年度開校義務教育学校の水泳授業についても分かりました。まずは、今現在の豊沼小学校、中央小学校の学校プールを活用しながら、同様に水泳授業等をしていきたいということで、ただ1回目でお聞きしたように、老朽化して毎年、要するに二、三年ごとに必ず修繕しなければいけないといったことについては、修繕費用も修

繕期間もかかるのだといったことが今後3年先の令和8年度であるけれども、この辺の影響というか、兼ね合いが大変私は心配しているところでもあります。そういったことで、まずは学習指導要領にある水泳授業は義務教育学校においても従前どおりやるということでも分かりましたので、このことについては終わります。

(3) 番目の現在休止中の海洋センタープールの今後について、海洋センタープールも昭和55年にできて、今から43年前ということで、分かりました。残念ながら、休止をされていて、今現在は利用料金等の条例等も廃止をされている、削除されているということで分かりました。

ただ、管理は教育委員会で行っているのだろうと私は思っているのですが、皆さん見えますよね、海洋センタープール。私もあそこの道路を通るたびに見えるのです。正直、今現在休止中であるけれども、見たところ草も生えていて、管理不全のような感じを私は受け止めています。プール本体や脱衣室の建物も朽ち果てているように見えます。それが道路から見える。正直、見た目もよくないといった部分では、これからもあのままの状態にしておくのか、もしくは多少なりとも環境整備を含めながら何がしかのしっかりとした対応をしていくのか、まずこのことを最初に聞かせていただきたいと思うのです。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 それでは、まず海洋センタープール、休止からもう24年経過してございます。

今議員さんから、こんなに年月がたって、老朽化して、景観上よろしくないということでもございます。今現時点では、ほかに危険が及ぼさないよう随時確認しながら、当面はこのまま点検とか危険ではないように管理しながら続けていこうとは考えてございます。

ただ、そこでもし他に危険が及ぼすようなことがある場合には、そこは対応については協議したいと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 対応していくということで、正直次長が言われているように、環境的、見た目も含めたら美化の部分では問題だと私は受け止めております。

ただ、ここで確認させていただきたいのは、今現在は休止中ですよ。これは、恐らくB&G財団に対しても休止中ですよとうたっていると思うのです。ホームページを見たら休止中になっていますから。これは、これからもずっと休止中でいくという方向でいいのか。場合によっては、検討した結果、廃止も考えますよみたいなことになるのか、この辺の考え方、確認で聞かせていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 B&Gとの関係でございますけれども、実は北海道B&G海洋センター連絡協議会というのがございまして、毎年砂川市で総会をしております。この際に財団の職員が現地、プールも含めてなのでございますけれども、視察等していただいております。

この中で、今後どうしていくかということでございますけれども、今明確な今後の活用方法について計画の定めがありませんので、これについては今後検討しなければならない時期があるだろうという認識はしてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 私が思うのは、海洋センタープール、これはずっと休止。廃止ではなくて、最低限休止でもいいから続けていってほしいと思っています。そのためには、環境美化も含めて、もう少し考えてくださいといったことを今以上に検討してほしいと思っています。

これは、この後に私がお聞きしたい部分の（仮称）市民プールの設置の考え方について進んでいくのですけれども、先ほど答弁の中では今現存している学校プールを修繕、修理しながらこれからも長く続けていくということで、市民プールの設置については答弁を聞いていると前向きな方向はないのだと改めて感じております。

私もこの年齢になると、砂川の歴史というか、流れが何となく見えてきまして、もともと砂川に市民プールとうたったかどうかは別にしても、60年ほど前には北光公園の中にビニールプール、当時たしか中央小学校の子供たちも使っていたのではないかと、があって、今現在は場所を見ても分からないぐらいないです。そして、50年ほど前には豊沼郵便局の国道12号線の道路向かいにあるホームセンターの付近に、豊沼プールということで、市民プールがありました。あれは、私が中学生の頃でした。それも最終的にはなくなりました。そして、40年ほど前に、海洋センタープールということで、私も20代の若いときでしたけれども、よく行って泳がせていただきました。そういったところがある面では市民プールという位置づけで、私はずっと子供の頃からいました。振り向いたら、今学校プールしかないということが残念であるのと、今の砂川中学校の校舎の建設計画を立てようとしたときに、たしか学校プールを造りましょうというのが青写真の中にあっただけです。ちょうど子供が小学校の3年生、4年生の頃です。砂小は上屋のないプールで、これではいかんねとなったときに関心がありましたから。でも、突然その計画が消えてなくなりました。では、砂小のプールをどうしたらいいかと相談したときがありました。私も議員になって間もない頃でしたけれども、そういった一つの流れの中から私は、将来を含めたら（仮称）市民プールの設置は必要だと思っています。

義務教育学校は3年先です。その後、何年使えるのだろうか、その間の修繕費も含めてどうなのだろうかといったことを考えると、さらにはプール開設期間の安全管理、プール監視員の確保など、かなり苦勞されていることも聞いています。そういったことを全体的に考えると、命に関わるのが水泳でしようとお話をしたように、水泳は命に関わることで幼児から高齢の方まで幅広い世代が安全、安心なプールで水に親しみ、楽しく学ぶためには大変重要であると私は受け止めております。今義務教育学校、まずは建設をして、開校が教育委員会の目指す一番の大きな目的である、目指す場所だと思っていますので、その次の

先のためにはこういったことも私は必要だと思っていますので、考えていただきたいと思っています。

それと、道内各地のプール建設の状況を見させていただきました。この辺で一番近いのは南幌町でプールを開設しています。スポーツセンターの横に造っておりまして、2016年、平成28年に、規模は別にして、どうしてもお金のかかることなので、約6億円を超える工事費がかかっております。それと、十勝の大樹町は海洋センタープールがあります。40年間使っていた古いプールがあったのですが、今年ですよね、これ。工事費が約4億5,000万円ほどするのですが、砂川も今年B&G財団から修繕の関係の交付金というか助成金をいただいていますけれども、ここ大樹町も約1億円をB&G財団からいただいて、それも含めながらプールを新しくしたという部分であります。また、どうしても規模が大きくなりますけれども、同じ十勝管内では芽室町が、あそこは人口がどんどん増えている町でもありますので、約8億、9億円弱をかけたプール、いろいろ施設を見るとほかとは少し違う部分の豪華さがあるのかと思いますけれども、そういった部分では道内各地でも新しくプール、ただそのときにはそれぞれ工事費用がかかるわけですから、そういったことをどうやるかということを考えながらすると、いろいろな補助金とか交付金とか、例えば砂川であればB&G財団の、砂川も今年いただいておりますよね。たしか修繕費で2,800万円ぐらいではなかったか。ありましたよね。そして、たしか携帯式をして、あちらから来られてやっていたということで、市長、うなずいていただいていますので、そういう形かと私も記憶をさせていただいています。

そういったことを含めて、将来先を見据えながら、私は市民プールをしっかり、子供たちも含めて、水泳は命に関わるものですよということと、親しく楽しく学べるといったことを前提に考えていただきたいと思っています。政策的にいったらまだ先の話になるかもしれませんが、こういったことをせつかく義務教育学校ができて子供たちも新しい気持ちでやる部分を考えたら、この辺をしっかり考えていただきたいと思っていますので、私の思いはたくさん話しましたが、このことについてお答えいただける部分があるのだったら聞かせていただければありがたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 今後の考え方ということになると思います。

議員さんがおっしゃいますとおり、確かにプール授業は大切だという認識をしてございます。今の学校プールですけれども、毎年ろ過器だとかプール槽、使用する市民や児童生徒に危険が及ばないように点検をしながら必要に応じて修繕をしております。また、この2つのプールが少しでも長くできるよう、大規模改修も過去に行っております。現時点では、当面は今の状態でこの2つのプールで継続して授業をしていけるだろうという判断をしております。

ただ、プールも建物ですから、将来的なことを言いますと、いつかは使えなくなる時期

は来るかとは思いますが。そのときに、今の学校プール、あとお話のありました海洋センタープール、これら総合的に勘案して検討してまいりたいと思いますし、またその際には何か国の補助金だとか、先ほどB & Gの補助金というお話もございましたので、検討したいと考えております。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員の一般質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○副議長 小黒 弘君 議長を交代しました。休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

辻勲議員。

○辻 勲議員 (登壇) それでは、私は大きく2点について一般質問をさせていただきます。

1点目、带状疱疹ワクチン接種費用の助成について。带状疱疹は水膨れを伴う赤い発疹が体の左右どちらかに帯状に出る病気で、強い痛みが伴うことが多く、症状は3週間から4週間程度続き、皮膚症状が治った後も数か月から数年にわたって痛みが続くこともあります。主に子供の頃にかかった水痘ウイルスが体内で長期間潜伏、感染し、免疫低下した際などに発症すると言われていています。带状疱疹は、50歳以降の成人が発症しやすく、発症率のピークは70歳代と言われており、日本では80歳までに約3人に1人がかかるとも言われています。私の周りでも痛みを抱えて長い間つらい思いをしている方がいます。目にできれば角膜炎、耳にできれば難聴など、合併症を引き起こすこともあるとも言われており、特に高齢者は発症するリスクが高いため、带状疱疹後神経痛を防ぐためにも带状疱疹の予防が大切と考えます。近年は、メディアで取り上げられるようになったため、高齢者の皆様の関心も高まっておりますが、带状疱疹のワクチンの接種費用が高額なため、助成事業を求める声をお聞きしているところです。そこで、以下の点について伺います。

(1) 市民の方々に対してどのような手段で予防に関する周知をしていくのかについて。

(2) 带状疱疹のワクチンには、水痘ワクチンと带状疱疹ワクチンの2種類があるとされていますが、ワクチンの接種方法や回数、特徴などに違いがあるので、高齢者への情報提供には工夫が必要だと思います。带状疱疹ワクチン接種の推進について伺います。

(3) コロナ禍での自粛生活もストレスがたまるものでしたが、今後はコロナ禍で被った影響による物価高騰などの家計のやりくりや病気の不安など多くのストレスを抱える中で带状疱疹の患者も増えてくるものと推測します。このようなときだからこそ、市民の健康を守るという観点から带状疱疹ワクチンの接種費用の助成について考えはないか伺います。

大きく2点目ですけれども、東町団地、寺町団地の居室環境の改善について。昨年3月、砂川市公営住宅等長寿命化計画において、公営住宅等入居者向けアンケート調査を行ったところです。その項目の中で東町団地、寺町団地の4階や5階で複数の空き家が続いていることについて設問されています。このようなことから、住民の方からは4階、5階に入居募集をしないのであれば、自分のところの古くなった畳や窓などと交換していただきたいと要望がありました。建築住宅課では、懸念されることも多々あるかと考えますが、住民の方々が少しでもよい環境の中で生活したいと思えば、このような要望はうなずけますし、節約という観点からもよいことではないかと考えますので、見解を伺います。

以上、1回目の質問。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 大きな1、带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてご答弁申し上げます。

初めに、带状疱疹の原因や症状について申し上げますと、この病気は子供の頃に感染が多く、初めて水痘、いわゆる水ぼうそうに罹患した場合、治癒した後もウイルスは脊髄などの神経節という部位に潜伏しているため、加齢や免疫力の低下などによって再活性化したウイルスが神経の流れに沿って皮膚へと移動し、帯状に痛みや発疹が出るものであります。通常体の片側の一部にかゆみ、もしくは痛みなどの症状が出てから皮膚の状態が正常に戻るまで1か月ほどを要するもので、平成9年から平成23年に宮崎県で実施された带状疱疹の大規模調査の結果から、50代で罹患率が上昇し、80歳までに3人に1人が経験するものと推定されております。

ご質問の(1)予防に関しての市民周知の手段についてであります。この病気の発症原因については、過労やストレスなどによる免疫力の低下が指摘されており、それを防ぐ方法としてバランスのよい食事を心がけること、適度な運動をすること、体が冷えない服装などで体温を保つこと、ストレスをためないように十分な睡眠を取ることなど、日頃からの生活習慣に留意することが大切と言われております。この点につきましては、これまでも健康づくりにつながる保健指導、栄養指導の中で生活習慣病の予防について市民に分かりやすく説明し、継続した実践を求めていることから、引き続き各種事業や広報活動を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)带状疱疹ワクチン接種の推進についてであります。带状疱疹ワクチンには2つの種類があり、1つはウイルスの毒性を弱めて病原性をなくしたものを原材料とする生ワクチン、もう一つはウイルスの感染能力を失わせる不活化したものを原材料とする不活性ワクチンとなっております。生ワクチンは、皮下注射により1回接種するもので、接種後の持続期間については5年程度とされているのに対し、不活性ワクチンは筋肉内注射により2回接種するもので、持続期間は9年以上と言われ、それぞれに特徴があるものとされております。どちらのワクチンも带状疱疹の発症予防、重症化予防の効果があるも

のとして認可されており、市内医療機関でも接種が可能であることから、今後2種類のワクチンについて特徴や異なる点を市のホームページ等で周知してまいりたいと考えております。

次に、(3) 帯状疱疹ワクチンの接種費用の助成についてであります。このワクチン接種は予防接種法に定められていない任意接種であるため、接種費用は全額自己負担となり、生ワクチンが8,000円程度、不活性ワクチンは1回当たり2万円以上の費用を要するとされております。ワクチンの接種費用が高額であるため、道内の一部自治体などで独自に接種費用に対する助成制度を設けている事例があることは承知しておりますが、現在国の専門家会議においては帯状疱疹ワクチンに関し接種に当たって公費の導入が想定される定期接種化の検討対象としており、期待される効果や導入年齢について議論が行われていくものと見込まれております。また、北海道市長会では、国に対して帯状疱疹ワクチンの早急な定期予防接種化と財政措置を講じるよう要望していることなども踏まえ、接種費用の助成につきましては国の動向や情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○副議長 小黒 弘君 建設部長。

○建設部長 齊藤隆史君 (登壇) 私から大きな2、東町団地、寺町団地の居室環境の改善についてご答弁申し上げます。

令和3年度策定の砂川市公営住宅等長寿命化計画において、東町団地、寺町団地の4階、5階住戸の入居募集を停止とし、一定期間を設け用途廃止とするよう位置づけたところであります。公営住宅における修繕対応につきましては、空き家修繕、または入居中の修繕がありますが、基本的に職員が現地を確認し、実際の状態、状況に応じて適宜修理、交換などを行っております。その際、入居停止となった空き家の備品について、使用可能なものがあればできる限り再利用しているところであります。

ご質問のありました東町、寺町団地の4階、5階の住戸の空き家におきましても、備品の再利用につきましては既に実施しているところでございます。各団地におきまして、入居者の方から修繕の要望があった場合、連絡を受けた時点で職員が現地を確認し、修繕内容に応じて入居停止となった空き家の備品で使用可能なものがあれば再利用するなど効率的な修繕対応を図っているところであります。

○副議長 小黒 弘君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、再質問をさせていただきます。

私自身もこの帯状疱疹という病気については、お世話になっている知人の身近な方で過去にかかった方がいて、その方から何年か前に、まさに帯状にできて、痛い病気ですという程度に聞いていたぐらいなのですが、最近、1回目の質問でも申し上げましたように、メディアにも取り上げられたり、スマートフォンの広告等でも目にする機会が増えました。また、他市町村の議員さんなどからも帯状疱疹のことで連絡が来たりしまして、帯状疱疹について調べていくうちに、これは大変な病気だと今回一般質問をさせていただく経過に

なったのですが、この病気の症状等について、1回目の質疑と答弁で述べられたのですが、私も今回調べていくうちに6人くらいの方々から話を聞いたのですが、まず先ほど申し上げましたように、過去にかかったという身近な方に再度詳しく聞いてみたのですが、実はその方はその後も2回かかったのですよということで、2回かかるとは思っていなかったと話をしております、しかも2回目は耳が腫れてきたので病院に行ったところ、中耳炎か何かよく分からないと言っているうちに帯状疱疹という診断になり、大変な病気なのですよと言われてたところなのです。

実際にかかったほかの方にも体の左右にできた、これが顔に出たら見えるところだし大変だと。治るのに1年ぐらいかかる場合もありますし、かかったらすぐ治すということが大事なのですがということも言うておりましたし、また妻がなって、しばらくかかり大変だったという方もおりますし、今回のこの質問を取り上げた中からも、話題にすると私もなっています、私もなっていますという、そんなような状況も聞いているところなのですが、それからぱっと治る人と、後遺症が出て長引いて飲み続けているという人もおられるということで、これが実際にかかった方の声なのですが、帯状疱疹の合併症についてなのですが、帯状疱疹の合併症として20%の方が帯状疱疹後の神経痛を発症するとも言われておりますし、最も多い合併症が帯状疱疹治癒後に疼痛が起こるということで、50歳以上で帯状疱疹を発症した後、先ほど言いましたように約20%の方が帯状疱疹後の神経痛になるという報告もあります。

それで、帯状疱疹後の神経痛の痛みの特徴を調べたときに、焼けるような、ずきんずきんする、締めつけるような、刺すような、鋭く引き裂くような、うずくような症状ということで、かかった方の話を聞いても、夜は何時間も寝れない、帯状どころか背中になるとか、私も写真で調べていくうちに、先ほど顔にできると言っていましたけれども、全面に赤くなったりとか、そういう状況になったりということがあります。

後遺症についても、1回目の質疑でも述べたのですが、目の症状としては角膜炎だとか結膜炎、ブドウ膜炎等の合併症を引き起こすこともありますし、重症化すると視力の低下や、最悪の場合は失明にも至るということですし、顔面神経麻痺や耳介、耳の帯状疱疹を特徴とするラムゼイ・ハント症候群と呼ばれる耳鳴りがあったり難聴、目まい等の生じる可能性もあると出ていました。

また、50歳以上で新型コロナウイルス感染症と診断された人は、診断されなかった人と比較した際に帯状疱疹の発症リスクが高い可能性があることがアメリカの調査でも示唆報告された事例もありました。

帯状疱疹にかからないための予防策としてワクチン接種が必要と考えているところなのですが、今部長から答弁もありましたので、2回目の質問となっていくのですが、まず最初に何点か質問させていただきますが、最初にこの予防に関する周知について、先ほど保健指導などで実施しているということでありましたけれども、この帯状疱疹のワク

チンについて、保健師さんなどが相談を受けることがあるのか、お伺いしたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 带状疱疹について、保健師で伺うことがあるのかということにつきましては、特定健診の結果説明会などで必然的にその方の体調についての状況をお聞きする中で、中には今带状疱疹を罹患している、罹患していたといったお話を伺うこともあるということと、またワクチンにつきましては年間数件ではありますけれども、ふれあいセンターにお問合せの電話として、带状疱疹のワクチンをどこで接種ができるのでしょうかという内容のお問合せもいただくことがあるという状況でございます。

○副議長 小黒 弘君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今答弁をいただきました。

ふれあいセンターで特定健診を受けられた方からもそういう話があるということなのですけれども、それで带状疱疹ワクチン接種の推進についても先ほど答弁をさせていただいたのですが、現在ではこの带状疱疹のワクチン接種に対して助成がないと。全額負担の任意接種となっておりますし、带状疱疹のワクチンには50歳以上を対象とした、国内でも薬事承認されておりますし、先ほども答弁ありましたけれども、2種類のタイプがありました。1つは、皮下注射による水痘ワクチン、ビケンと呼ばれる生ワクチンですし、1回みの接種で金額が先ほどお話ありましたように8,000円程度。もう一つのタイプは、筋肉内注射による带状疱疹ワクチンで、シングリックスと呼ばれる不活化ワクチンで、2か月間隔で2回接種するタイプだということなのです。2回接種の合計金額が、先ほどお話ありましたように4万4,000円程度、4万円以上となっておりますし、予防効果としては接種から8年後でも84%の有効率に、抑える予防効果があると言われております。

そこで、再度の質問なのですけれども、先ほどワクチンについても問合せあるということなのですが、この带状疱疹のワクチンについて、市内の機関でも接種が可能であるということも先ほど答弁いただいたのですけれども、その状況について何か所ぐらいで接種が可能なのかをお伺いしたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 带状疱疹ワクチンの市内の接種可能な医療機関は現時点で5か所となっております。

また、2種類ワクチンがございますが、その取扱いにつきましては、1つの医療機関では両方とも接種ができると。2つの医療機関では、生ワクチンだけ。そして、2つの医療機関では不活性ワクチンだけということで、それぞれ取扱いが異なっているところでございます。

○副議長 小黒 弘君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今答弁をいただいて、分かりました。

ただいま市内の医療機関での接種状況をお知らせいただきました。

次に、ではこの2種類の带状疱疹ワクチンについて副反応はあるのか、もしその辺お伺いできればお伺いしたいのですけれども。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 ワクチンの副反応でございますけれども、接種後に体内で免疫を作ろうとする仕組みが働きますと、副反応が出ることが多いとされております。具体的には、注射部位の痛み、またそこが赤くなってしまう、腫れる、そのほかにも頭痛や発熱など副反応が生じる可能性があるものとされておまして、この带状疱疹ワクチンにつきましては生ワクチンよりも不活性ワクチンが副反応が強いとされているところでございます。

○副議長 小黒 弘君 辻勲議員。

○辻 勲議員 副反応についても今お話をいただきました。

それで、答弁の中で道内の一部の自治体でも独自に带状疱疹ワクチンの接種費用に対する助成制度を設けているという事例があるということだったのですが、その状況についてお伺いしたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 道内他自治体のこのワクチンに対する助成の状況についてでありますけれども、今年度北海道市長会におきまして全道35市に対して、このワクチンの助成状況についての調査がございました。その結果、現時点で全道35市のうち道東の2つの市が今年度から助成を始めているというところでございまして、1つの市は自己負担額が生ワクチンで3,500円、不活性ワクチンは2回それぞれ自己負担が1万円になるという形での助成制度を行っております。

また、もう一つの市では、上限額ありますけれども、2種類のワクチンそれぞれについて自己負担の2分の1を助成するという形でこの制度をスタートさせているということで把握してございます。

○副議長 小黒 弘君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今答弁をいただきました。

道内の状況の調査を行ったということなのではございますけれども、市では2市ということで少ないと思っているのですが、私の調べた部分では空知管内では町は妹背牛町、北竜町、秩父別町、沼田町、浦臼町で今行っているようなのですけれども、ちなみに愛知県豊橋市では本年度から両方のワクチンの半額助成を行っているというのもあります。また、来年度から東京都が50歳以上を対象に接種助成を行う市区町村に対して、費用の半額を補助することになったので、東京都では実施予定の自治体が相次いでいくのではないかと考えていますけれども、それは道外の話でもあるのですが、そこで次に、この接種費用について、生ワクチンは8,000円程度、不活性化ワクチンが1回当たり2万円以上ということなのではございますけれども、では生ワクチンのみ助成する

ことの検討はできないのでしょうかという質疑をします。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 生ワクチンだけでも助成をということでの今ご質問でございましたけれども、先ほど来この2種類のワクチンにつきましては、それぞれ特徴、違いがあるということでご説明申し上げておりますが、生ワクチンは低額であり、接種も1回で済みますが、発症予防効果は弱く、持続期間も短いと。また、妊婦の方などは接種ができないといったことが現実ございます。一方の不活性ワクチンは、非常に高額で、しかも2回打たなければならない。その反面、持続期間も長く、発症効果も強いと。ただ、副反応も強いという点がございまして、この接種を希望される方にとっては、その方のご判断としてどちらの接種が望ましいかということをお考えになろうかと思ひますし、市内の医療機関での現状の取扱いについてもそれぞれ異なっているといったことはご説明申し上げましたが、これらのことを踏まえますと、なかなか市として一方が低額であるからということとを理由に、一方にだけ助成ということは難しいものと考えているところでございます。

○副議長 小黒 弘君 辻勲議員。

○辻 勲議員 分かりました。

1回目の答弁で部長から接種費用の助成について、国の専門会議でも接種に当たって公費が想定される定期接種化の検討も対象になっているというお話もありましたので、そう行ってもらいたいと思うのですけれども、先ほど保健師さんからも定期健診のときはそういう相談もありました。また市内の医療関係でも接種を行っている、問合せもあるということなのですけれども、最後の質疑になります、そういう中で市内の医療機関が行っている、医療機関の声というか、そういうことも大事かと思うのですけれども、状況というか。あるいは、もっと言えば砂川市に空知医師会の事務局もありますので、そういったところの何か声なども聞いていくことも大事でないかと思うのですけれども、この辺について今後そういう考えはないかということと、それから周知についてもホームページ等でお知らせしていきたいということもございましたけれども、広報すなわちでもよくコロナとか、一番最後の面に出ていますので、そのようにシリーズとまで言わなくても、带状疱疹のことについて一度掲載するとか、そういったことについてお伺いしたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 この带状疱疹ワクチンの接種助成について、例えば医療機関からの要請ということのご質問でありましたけれども、現時点において、例えば正式な要望書をいただいているといったことはございませんけれども、先ほど道東の2市が助成を行っているのご説明させていただきましたが、その中には医療機関からのお話、もちろん市民の方からのニーズ、ご要望ということがございますが、医療機関からも要請をされて、それも判断材料の一つになったといったことは伺っているところでございます。今後とも医療機関とも様々な場面においてご意見を伺う機会あるかと思ひますので、そう

いった際にお話があれば、また検討ということになろうかと思ひますし、広報について市のホームページのほかに広報すながわでもということについては、これは担当部署として内部で協議いたしまして、紙面の掲載状況予定ということもあろうかと思ひますので、今後内部で検討させていただければと考へてござひます。

○副議長 小黒 弘君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、2点目の東町団地、寺町団地の居室環境のことなのですけれども、1回目の質問で申し上げましたように、居住されている方は利活用を要望されているのですが、例えば使えるものといへばどういったものかと考へてみましたら、窓ガラスは割った場合は実費になったりもしますし、利用するということは難しいかもしれませんが、網戸だとか畳とかふすまだとか水道の蛇口だとか、そういったものは住民の方からもお話もありましたし、そういうことは考へられるのかと思ひますけれども、そういう入居がなくて、使わないのであれば、自分より新しいものと取り替へてほしいという、そういう住民の方の声なのです。ほかの方にも聞いてみましたら、そういったことは非常によいことなのですけれども、ただ誰も彼もとなったら、またこれも困るので、市役所で規定を決めなくては混乱するのではないかという声もありました。

今答弁ありましたとおり、利活用しておりますよということですので、そのようにお願ひしたいと思います。また、建築住宅課ではいろいろな相談に乗っていただいているという住民の方の声からも聞いておりますので、そういったことで今後お願ひをしたいと思います。

最後に、この機会ですので、4階、5階の入居の状況を伺いたひと思ひます。

○副議長 小黒 弘君 建設部長。

○建設部長 齊藤隆史君 4階、5階の入居の状況ということで、ご質問にありました寺町団地と東町団地のお話でよろしいかと思ひますけれども、まず寺町団地につきましては現在4階、5階が全体で12戸ござひますが、そのうち空き家は5戸となっております。東町団地につきましては、4階、5階が全体で60戸ござひまして、そのうち現在空き家が40戸という現況となっております。

○副議長 小黒 弘君 それでは、一般質問を続けます。

武田真議員。

○武田 真議員 （登壇） それでは、通告に基づきまして、私からは大きく2点について伺ひます。

大きな1、認知症施策等についてであります。国における認知症施策については、病状を正しく表していないや周囲からの偏見を招く等の理由から、平成16年に痴呆という用語を認知症と改めたこと等を契機として、平成25年からの認知症施策推進5か年計画、オレンジプラン、平成27年からの認知症施策推進総合戦略、新オレンジプラン、そして令和元年に認知症施策推進大綱が取りまとめられ、本年には認知症の人が尊厳を保持しつ

つ、希望を持って暮らすことができるよう、国と地方が一体として認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした認知症基本法が成立しました。当市においては、砂川市認知症初期集中支援チームが平成26年より地域高齢者見守り事業と共同してスタートするなど、先進的な取組がこれまでも行われてきました。しかし、新オレンジプランにおいて具体的な施策の一つとして推進されてきた認知症サポーターの養成については、全国的にも新型コロナウイルス感染症により講座の開催数が減少するなどの影響がありました。また、認知症サポーターの活動をさらに一歩前進させ、地域で暮らす認知症の人等と認知症サポーターを結びつけるためのチームオレンジについては、当市において体制が整備されていない状況があります。さらに、地域高齢者見守り事業については、砂川市高齢者いきいき支え合い条例に基づき、関係機関が高齢者の情報を共有することで効率よく地域で高齢者を見守る体制が構築されてきましたが、条例制定後10年が経過し、社会情勢の変化に伴い現行体制の見直しが必要になってきていると考えます。そこで、次により伺います。

- (1) 認知症施策の推進状況について。
- (2) チームオレンジの体制整備の考えについて。
- (3) 地域高齢者見守り事業の現状と課題について。

大きな2、中央公園の管理等についてであります。中心市街地に位置する中央公園の管理等については、これまでも議会において提案等がありました。特に大木化した公園内のプラタナスについては、毎年大量の落ち葉のため地域住民にご迷惑をおかけしており、大規模な剪定等の整備が必要な状況です。また、中央公園のトイレ等の施設については、老朽化が著しい状況ですが、計画中の駅前施設内にバリアフリー化に対応したトイレが設置される予定です。今後公園利用者が減少することも想定されますが、老朽化した中央公園のトイレについては安全対策及びバリアフリー化に対応した更新等を行うか、駅前施設にトイレ機能を統合するかを検討すべきではないかと考えます。そこで、次により伺います。

- (1) 中央公園内の大木の整備の考え方について。
- (2) 砂川駅前地区整備に伴う中央公園のトイレ等施設の今後の整備方針について。

以上、第1回目の質問といたします。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 大きな1、認知症施策等についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 認知症施策の推進状況についてであります。国の推計では全国の認知症の患者数について、団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者となる2025年にはおよそ700万人と見込んでおり、高齢者のおよそ5人に1人が認知症になるものと予測しております。当市におきましても、高齢化率は本年8月末現在で40.3%を占め、全国及び全道平均を上回る状況にあり、今後も高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加が見込

まれております。

市では、地域における認知症への取組を強化するため、平成23年度から地域包括支援センターに医療、介護等の連携の推進役となる認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターの指定を受けている市立病院や関係機関と連携を図りながら認知症に係る各種施策を推進しているところであります。

施策の具体的な内容といたしましては、企業や団体を対象とした認知症サポーター養成講座や認知症の人とそのご家族などが集うひだまりカフェを開催することで認知症への理解の広がりや孤立の防止などに努めるとともに、認知症初期集中支援チームの設置による認知症の症状がある高齢者の早期発見、早期対応に取り組んでおります。

また、NPO法人中空知・地域で認知症を支える会への委託による医療、保健、介護、福祉などの他職種による認知症の事例検討会の開催、警察、消防署、公共交通機関などで組織する中空知SOSネットワークによる行方不明者の速やかな搜索、保護活動、社会福祉協議会へ委託している成年後見支援センターによる権利擁護に関わる相談活動など、多くの関係機関、団体との協力体制の下、認知症患者の方やご家族の支援に努めているところであります。このほかにも、高齢者の心身の健康が保持され、互いの交流を通じた生きがいづくりにもつながっていくように通年型介護予防教室の開催や地域サロン活動への支援を行うことで認知症を含む介護予防対策を進めているところであります。

次に、(2) チームオレンジの体制整備の考え方についてであります。チームオレンジとは認知症と思われる高齢者などを初期の段階から心理面、生活面で支援するため、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握したその方の悩みやご家族の身近な生活支援ニーズ等、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みを意味するものであり、国におきましては令和元年に策定した認知症施策推進大綱の中で令和7年までに全国の市町村でチームオレンジを立ち上げることを目標の一つとしております。

チームオレンジを形成する基本的な要件といたしましては、認知症サポーター養成講座の上位研修に相当するステップアップ講座の修了者等によるサポーターでチームが組まれていること、認知症の人もチームの一員として参加していること、認知症の人とご家族の困り事を早期から継続して支援ができる体制が組まれていることという3点が示されております。令和3年度末時点において、道内では15の自治体で設置されている状況にあり、当市におきましても第8期砂川市介護保険事業計画の中で課題の一つと位置づけているところであります。チームオレンジの発足に向けて最も根幹をなす事項はチームに参画していただける人材の養成確保にあるものと考えております。近年は、コロナ禍の影響を受け、結果的に認知症サポーター養成講座の開催実績も乏しく、さらなるステップアップ講座の開催にまでは至らない形で第8期計画の終了年度を迎えている状況にあります。このようなことから、改めまして市民における認知症に対する理解が一層広がり、深まっていくようにサポーター養成講座の周知啓発や広報活動を進めていくことでステップアップ講

座の対象となる人材の養成に努めるとともに、当市におけるチームオレンジの具体的な活動内容など、地域包括支援センター及び認知症初期集中支援チーム等と協議しながら発足に向けた準備を着実に進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、（３）地域高齢者見守り事業の現状と課題についてであります。本事業は平成２５年度から施行した砂川市高齢者いきいき支え合い条例に基づき、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者の健康づくりなどをサポートするとともに、行政、地域、事業者の連携、協力により地域で暮らす高齢者の方々を見守る、支える仕組みの一つとして構築したものであります。具体的には、在宅で生活されている６５歳以上の高齢者に係る住所、氏名、年齢、性別の４情報のほか、ご本人から同意を得て収集した電話番号、緊急時の連絡先などの個人情報を市、地域包括支援センター、社会福祉協議会、町内会、民生委員等が共有することにより対象となる高齢者について理解を図った上で見守り活動を展開しているところであります。

本事業につきましては、平成２５年度には６５歳以上の単身高齢者約１，２００人を対象としていましたが、平成２９年度より高齢者のみの世帯も加え、高齢者人口の増加もあり、令和３年度末には対象者が約２，５００人となり、開始当初に比べて倍増したことから、令和４年度に持続可能な制度として見直しを図り、対象世帯を７０歳以上の単身高齢者及び７５歳以上の高齢者のみの世帯とするとともに、本人同意による個人情報の更新も聞き取りのほか、郵送も取り入れた形式に変更したところであります。このように本事業を開始してから約１０年が経過しておりますが、現時点における課題といたしましては地域で見守り体制を支えていただいている町内会役員の方や民生委員の高齢化等に伴う見守る側の減少に対し、７５歳以上の人口が増え、見守られる側が増加していくと推測されることから、将来的な体制の維持、継続について懸念されるところであります。この点につきましては、より効率的、効果的な高齢者の見守り体制についても先進事例の情報収集など今後の検討を進めていく必要があるものと認識しておりますが、併せて現行の体制が引き続き地域のご理解、ご協力をいただきながら実施できるよう、市及び地域包括支援センター職員による各地域の現状把握や関係者との情報交換に努めてまいりたいと考えております。

○副議長 小黒 弘君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君（登壇） 私から大きな２、中央公園の管理等についてご答弁申し上げます。

（１）の中央公園内の大木の整備の考え方についてであります。市内各公園の樹木につきましては、樹木の繁茂状況を確認し、台風や強風時などに近隣の私有地や道路に影響がないよう、また公園利用者の安全な利用が図れるよう定期的な剪定作業を行っているところであります。

なお、剪定とは別に立ち枯れや虫食い、老朽などにより倒木のおそれがあるものにつき

ましては、伐採も行っております。近年では、令和3年度に新石山公園、こぼと公園、豊栄公園の一部、令和4年度に新石山公園、流れのプラザ一部の剪定を行い、今年度につきましては流れのプラザ、駅前広場において剪定を進める予定であります。

ご質問にありました中央公園のプラタナスは、昭和40年の公園建設時に植えられてから50年以上経過し、その間定期的な剪定作業を行い、継続的に維持管理してきたところでもあります。直近では、平成29年度に大規模な剪定作業を行ってから5年が経過していることから、今年度に剪定作業を計画し、8月下旬に全体の半分ほどの作業を実施したところでもあります。中央公園のプラタナスにつきましては、大量の落ち葉などもありますことから、今後も定期的な剪定作業及び継続的な清掃を行い、立ち枯れや老朽による傾きなどにも注意を図り、引き続き利用しやすく快適な公園環境となるよう維持管理を進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の砂川駅前地区整備に伴う中央公園トイレ等施設の今後の整備方針についてですが、中央公園は昭和40年から供用開始し、昭和52年に街区公園として位置づけされ、トイレ施設につきましては昭和63年に建設されており、近隣住民の憩いの場としてだけでなく、商店街利用者の休憩場所などにも利用されており、町内会行事やはしご酒等のイベントでも活用されているところであります。

これまでの市内公園施設の改修につきましては、平成28年度にこぼと公園のトイレを改修して以降、遊具を中心に長寿命化修繕工事を進めてきたところではありますが、ご質問にありました中央公園のトイレ等の施設につきましては、建設後35年が経過しており、昨年度トイレ室内照明のLED化改修を行ったところではありますが、便器の洋式化など課題も多く、今後につきましては安全対策やバリアフリー化の基準に沿った改修が必要であるものと考えております。また、砂川駅前地区整備につきましては、近接地でもありますので、その実施設計や利用形態につきまして検討状況を勘案し、中央公園の適切な施設改修の方針について考えてまいります。

○副議長 小黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次大きな1から再質問していこうと思うのですが、まず認知症の施策の推進状況についてなのですが、先ほどの答弁でも全国的に認知症の方700万人、今後も増えていくという見込みというお話だったのですけれども、まず現状の砂川の状況はどうなっているのかということについて確認させていただきたいと思っております。先ほども答弁にありました第8期砂川市介護保険事業計画によりますと、令和2年3月末時点で認知症の方729人という数字が出てきているのですが、現状最新の砂川市内における認知症の方の状況がどうなっているかについて、お伺いしたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 ただいま武田真議員の質問中ですが、答弁に関しては休憩後に行います。

10分間休憩をします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時04分

○副議長 小黒 弘君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員の再質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 現在市内の認知症の方の人数ということで、第8期の介護計画の中では729人という数字を掲載しておりますけれども、これは正式に認知症の人数となりますと、医療に関わる事項でありますので、なかなか把握が難しく、その中で介護認定における認知症の日常生活自立度という基準がございまして、この基準の2以上ということがその症状により日常生活に支障が生じている方、それ以上の方ということで、現行の8期計画では介護認定者数1,347人のうち729人ということで掲載しておりますが、9期計画に向けてまだこの数字の算定ができておりませんので、現段階としましては介護認定者数が当時と比べまして約2.45%減少しているということから、推計しますと729人に対して710人程度というのが今段階での見込みでございます。

○副議長 小黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 恐らく暫定的な数字なのかと思いますが、一方では厚生労働省の統計等によれば、今後確実に増えていくことが見込まれるということと、併せて今高齢化率、大分高まっていますけれども、介護になる方は大体85歳以上から急激に介護認定が増えるという状況を考えますと、少なくともこれから認知症にかかる方が減ることはそう考えられない。少なくとも横ばいか増加していくという傾向にあるのかと思います。

そこで、認知症施策、どのように進めていくのかということなのですけれども、まず認知症施策の中で、ここ最近で一番大きな出来事というのは、認知症基本法が成立したということだと私は思っております。当然施行は1年以内ということで、まだ施行されてはいないのですけれども、この認知症基本法というのは非常に大きな出来事でありまして、介護現場でも恐らくは介護報酬の会計等に何らかの影響を及ぼすのではないかという議論もあるところです。

そうしますと、砂川市における現在進められております各種認知症施策についても当然影響が出てくるものと私は推測しております。特に国では、認知症施策の基本計画策定は義務づけ規定であります。市町村、都道府県については任意規定ではありますけれども、恐らくこの認知症基本法の立法趣旨等を踏まえた施策と、現在進めている、これから進めていく砂川市の施策に大きな影響を及ぼすものと私は認識しておりますが、現時点で砂川市における認知症施策について、この認知症基本法の成立についてどのように影響しているのか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 さきの国会で成立いたしました認知症基本法でございますが、議員ご指摘のとおり基本理念をはじめとしまして、様々な認知症に関わる施策の取り組むべき内容等についても盛り込まれているところでございます。

現時点の砂川市の施策にどのような影響がというご質問でございますけれども、当然に地方公共団体の責務も明記されておりますし、ご指摘のとおり今後国の基本施策が明確になった、その基本計画に基づいて、その基本計画を基本として実情に即した施策の推進計画を策定することが都道府県及び市町村の努力義務と課せられておりますので、現時点と申しますよりも若干、今後ということになりますけれども、その国の基本計画をまず捉まえて、本市として推進計画を策定していく必要があるのかどうか。また、現行の介護保険事業計画との関連性はどのように考えていくべきなのかといったことについて国の動向等を注視しなければならない状況にございます。

○副議長 小黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 国の動向次第という部分もあるのかと想定いたします。

あと、余談になるのかどうか分からないのですが、実は9月は認知症月間なのです。いわゆるアルツハイマー月間、WHOで定められておりまして、9月は認知症月間であり、9月21日はアルツハイマーの日なのですけれども、この認知症基本法によりますと、これからは成立後、公布後ですけれども、9月は認知症月間、9月21日は認知症の日ということで、その辺も公に定められているような状況でありますので、既に9月、今月ですね、様々な認知症関連のイベント等、市内外でも行われておりますが、こうした部分も含めて、小さな部分かもしれませんが、影響が出てくるのかということが予想されます。

それから、(1)の認知症施策の推進状況について何点か確認したいのですが、先ほど説明されてきた様々な砂川市における施策の中で気になる点が1点ありまして、国の新オレンジプランによりますと、若年性認知症対策というのがかなり大きな柱の一つとして位置づけられているところなのですけれども、砂川市における若年性認知症対策について、先ほどのご説明の中には触れられていなかったものですから、恐らく既存の施策の中に取り込まれているのかとは思っておりますけれども、砂川市における若年性認知症対策についてはどのような状況なのか、あるいはそういった病気を抱えている方がどのくらいいらっしゃるのか、この点含めてお伺いしたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 若年性認知症患者の方の市内の状況でありますけれども、認知症基本法の中で65歳未満で発症された方という定義づけがなされているところでございまして、市内に何人ぐらいいらっしゃるかということについては、これも医療診断が伴う情報になりますので、市で正確に把握することは困難でございますけれども、その中で分かり得る情報といたしましては、介護保険認定の40歳から64歳の方、第2号被保

険者の方で、今市内で認定を受けていられる方がおよそ30人前後いらっしゃるという中で、その中で認知症の診断を受けて2号被保険者の介護認定を受けている方が数人いらっしゃるという状況でございます。

このような状況の中、施策といたしましては、当然に介護認定を受けられておりますので、その方にとっての必要な保険サービス利用のご案内、対応という、あるいはご相談ということについて、それぞれの機関で対応しているものと考えてございます。

○副議長 小黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 国の統計見ますと、数万人、4万人いるのではないかということも言われているのですが、市内においては数名ではないかという統計かと思えます。それは、あくまでも40歳から64歳ということで、介護保険サービスを受けていられる方ということの統計から抽出したのかと思えますが、一方で39歳以下の方もいらっしゃるのかと思うのです。それは、恐らく介護保険ではない、恐らくは福祉サービス、障がい福祉のサービスを受けている方なのかと思うのですけれども、そうしたことで恐らくは砂川市全体で見れば数人単位という答弁なのかと思うのですけれども、若年性認知症については、医療関係者、福祉関係者の中では常識なのかもしれませんが、一般の方には恐らくあまりそうした情報は普及していないのかと想定いたします。そうしますと、砂川市としての若年性認知症対策は、恐らくは先ほど言ったように既存の枠組みの中で、あるいは窓口の統一など、障がいなのか、それから介護なのかという部分と、あとは普及啓発の部分が必要なのかと私は思っておりますので、なかなか情報の取りづらいつ部分もあると思うのですけれども、認知症というのは高齢者だけの問題ではないと。若い方もなるのだということ念頭に認知症施策を進めていただきたいと思います。(1)は終わりたいと思います。

(2)のチームオレンジについて、私も伺いたいと思うのですけれども、答弁をお伺いしていると、これはサポーターの養成が大前提なのだという答弁だったと思います。かく言う私も五、六年前だと思うのですけれども、当時のいた議員の皆様と一緒にサポーター研修を受けまして、当時非常に各種団体、企業等にサポーターを養成するのだという動き大きい時代があったと思うのですが、そのときに受けられた方、相当数いらっしゃったと思うのですけれども、ただ残念ながらコロナもありまして、講座の開催数減少したというお話あったのですが、チームオレンジの前提となるサポーターの養成状況についてもう少し詳しく伺いたいと思うのですが、全道的に比較して砂川市のサポーターの養成状況、あるいは近隣自治体と比較して砂川市のサポーターの養成状況、まずどうなっているかについてお伺いしたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 認知症に対する正しい知識と理解を持っていただくというためのサポーター養成講座でございますけれども、開催実績といたしましては平成20年

度に初めて開催して以降、事業所や団体の皆様を対象に延べで通算60回以上、およそ1,600人の方が受講されております。約1,600人ということで、人口に対する割合で申しますと約10.2%となりますが、この率については全国平均が約10.9%、全道平均が約10.7%ということで、若干下回りますけれども、ほぼ全道、全国と同じような状況であるということで把握してございます。

○副議長 小黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 現状的には全道平均、地域を含めて、それほど下回るものではないということだと思っておりますけれども、チームオレンジにつなげていくためには、サポーターをますます養成していく方向でいくという考えだとは思っておりますが、まずこれからどのような形でサポーターをもっと増やしていくのだという考え、今持っている市の考えをまず伺いたいのと、もう一つは私を含め、かなり年数がたってしまった方、結構いらっしゃると思うのです。サポーター養成講座を受けて、結構間が空いてしまって、その間意欲が薄れてしまった、知識が薄れてしまったという方も結構私いらっしゃるのではないかと思うのですが、そうした昔サポーターになっていただいて、その後かなり間が空いてしまったと。本来であれば、恐らく先ほどの答弁にあったステップアップ講座等、次の段階に進むべきものだったのかもしれないかもしれませんが、さらにサポーターを受けてからこのように数年も間が空いて、ではステップアップということになっても、なかなか次の段階に進めないのではないかと。かといって、せっかくかつて受けてもらったにもかかわらず、次のステップに行けないのだということになるのも非常に私もつたいない話だと思っておりますけれども、こうした過去に経験、サポーターになっていただいた方のフォロー含めて、さらに新しくサポーターになっていただくための方向性について、現時点で市ではどのような考えでサポーター養成を進めていくのかについて伺いたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 まず、どのような形で養成講座という、サポーターの方を増やしていくかということにつきましては、基本的に事業所、団体、これまでの開催の実績といたしましても、例えば金融関係ですとかスーパー、行政機関といった事業所の皆さんや、また団体としては町内会や老人クラブの方々からご希望をいただいて、養成講座の開催の実現にこぎつけているということから、同じように多くの方と接する機会、また高齢者の方の交流の場となるような、そういった団体の方にもお声がけをしながら養成講座の引き続き開催に努めてまいりたいと考えてございますし、また1,600の方にこれまで修了をしていただいております、次なるということになりますと、これはステップアップ講座ということになってこようかと思っておりますが、まだ次のステップアップ講座をいつの段階で明確に実施できるかは関係機関とのこれからも協議をしていかなければなりませんので明示はできませんが、開催の運びとなった際には、これまで受講いただいた、そういった団体、事業所を通じて、ぜひこの次なる講座にご参加をいただけるような呼びかけをさ

せていただきたいと考えてございます。

○副議長 小黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 サポーターの養成については、ぜひよろしくお願ひしたいということと、ステップアップ講座で次に進めるための講座をぜひ検討いただきたいと思います。

そこで、チームオレンジの体制なのですけれども、先ほどの答弁で間違っているかもしれませんが、道内15団体、自治体がチームオレンジに取り組まれているというお話で、私が知っているのは隣の滝川市の事例ぐらいしか知らないのですけれども、チームオレンジの活動を進めていくためにはどうしたらいいかということで、答弁では関係機関と協議を進めながらという答弁だったと思うのですけれども、ここは私が思うのは、この取組、恐らく中心になるのは市ではないかと伺って思いました。要は、どこが連絡調整の役割を担うのか。恐らくこのチームオレンジの取りまとめということで考えていけば、市が中心になるのだと私は受け止めました。

そこで、砂川市がどのような形でこのチームオレンジを企画するのかという点については、市の役割は非常に大きいかと思ひますし、当然進めていくためには関係機関、医療機関、場合によっては認知症の方、ご家族の方を巻き込んでチームオレンジをどのような形でつくっていくのかについて、その中心となるのは市だと私は思うのですけれども、私の認識が間違っていたら困るのですけれども、このように考えていいのか。当然市が中心となってこれからこのチームオレンジの活動を取り進めるという理解でいいのかを、まず確認させてください。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 チームオレンジ発足に向けて、主体となるのはご指摘のとおり市が所管の担当部署を中心に検討を、取組を進めていかなければと考えてございますし、またその過程としましては、もちろんステップアップ講座、これについては地域包括支援センターの協力も不可欠でありますので、十二分に関係者間の協議を図りながら、チームオレンジの活動についてスタートはもちろんでありますが、継続的に活動が、運営が成り立っていくということを目標に準備を進めてまいりたいと考えてございます。

○副議長 小黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 なかなかチームオレンジが、では具体的に何をやるのかということについて、恐らくイメージがなかなかつかめない方もいるのかと思うのですけれども、実際そんな極端に難しいことをやっていただくということではないと私は理解しております。それは、滝川市の事例も見ていきますと、例えば砂川でもやられている認知症カフェ、ひだまりカフェですか、その例えお手伝いに来てもらうという活動ですよね、イメージされているのは。という活動であったりとか、様々なイベントの手伝いに来ていただくのだという活動がチームオレンジの取組なのかと、私は隣の滝川の事例を引き合いに出してあれですけれども、を見ながらそう思いました。今月においても滝川市、様々なイベントを

やられていますけれども、そういった形の中でお手伝いに来てもらうということで、極端に難しい作業をしてもらうのだというものではないと私は理解しました。そうであれば、サポーター養成、ステップアップということで、そういったお手伝いの部分をお願いしたいのだということであれば極端に難しくはないですから、そこは参加がスムーズに行くのかと思いますし、これはぜひサポーター、ステップアップ、チームオレンジという形でうまくつなげるような仕組みづくりを、そこは市の役割、非常に大きいと私は思っています。また、残念ながらここ数年、コロナ関係で担当部署も医療関係機関も、また患者さんというか認知症の方もなかなか身動きが取れなかったというのは、そこは事実としてありますから、それは仕方がない部分があるのですけれども、これからのアフターコロナに向けて、そこは市が積極的に協議、あるいはコミュニケーションだと私は思っています、そのネットワークになっているのは。市も積極的にそこは関係機関とコミュニケーションを取りながら、そこは進めていくための取組をしていただきたいということと、あとは具体的にそのイメージがないと進めないと私は思っていますので、では近隣の自治体ではこういう取組をやっているのだとか、そういう分かりやすい事例を見せながらスムーズにそこは行けるようにするのは市の役割、私は非常に大きいと私は思っています。この辺、近隣の自治体、私が知っているのは滝川ぐらいしかないのですけれども、もし参考になるような事例を知っていて、それで砂川市にそれを当てはめてうまくいくような取組について何か考えがあるのであれば。私は、あくまでも思いつきでこう言っているわけですがすけれども、恐らくもしかしたら市で様々な事例を踏まえた考えがあるかもしれませんので、この辺もう少し具体的なイメージで市としてはこういうことを進めたいのだというものがあればお伺いしたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 既に道内で15の自治体がチームオレンジを結成されているという、その具体的な活動内容として私が承知しているのは、例えば軽度認知症の方との農業体験を実施されるですとか、単身世帯の方への電話をかけて安否の確認を行うといった取組もなされているやにお聞きしておりますし、その中で多くのチームオレンジにおいては、ご指摘のとおり認知症カフェに参加いただいて、その中で交流を図って、談話などで支援をされているということでお聞きしております。非常に難しいことからスタートするということは現実的ではございませんので、当市といたしましても今認知症カフェ、今年度途中から月2回に回数も増やしているという中で、そういった事業へのご協力をいただくことを想定しながら素案を検討してまいりたいと考えてございます。

○副議長 小黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 ぜひ砂川市に適した認知症チームオレンジの取組について、関係機関とコミュニケーションを取りながら進めていただきたいと思います。

そこで、(3)に移りたいと思うのですけれども、(3) 地域高齢者見守り事業の現状

と課題ということで、既に答弁にもあったところなのですけれども、当時と現代では、10年前と現在ではかなりその状況が変わってきているというのは、あると思います。

そこで、前提として、まず確認させていただきたいのは、現在は高齢化率40%ですけれども、始めた当時、どのような市の人口、高齢化率等の現状と、そして当時の状況と現状について、もう少し具体的な数字でそのところを説明していただきたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 見守り事業を取り組む直前の平成24年度末で申しますと、市内人口1万8,444人に対しまして、65歳以上の方6,119人と高齢化率33.2%でありましたが、令和4年度末で申し上げますと、人口が1万5,714人に対し高齢者数6,365人、高齢化率は40.5%と。人口総数は約2,700人減少に対しまして、高齢者の方はおよそ250人増えていられる、高齢化率も伸びているという状況になってございます。

○副議長 小黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 そう申しますと、人口は確実に1割以上減少しているという状況ですね。高齢化率も当然高まってきているということと、先ほどの答弁でもあったとおり、自治会の部分もかなり疲弊しているといいますか、役員もなり手が不足しているというのを実感でも分かるような状況であります。この10年間で社会情勢は大幅に変わったということで、それに対応するため、先ほどの答弁でもありましたけれども、簡略化したり、年齢の部分についても改善したりという取組がなされているのかと見受けられます。

一方では、私これまでの10年間振り返ってみますと、確かに人口の部分、あるいは高齢化率の部分であまりよくなかった部分もあったとは思っているのですけれども、一方ではこの取組、先進的な取組として非常に評価の高い取組、10年前には条例の改正まで含んでここまでやるのだという自治体、私はなかったと思いますし、今においてもそのような自治体、そんなにない。私が知らないだけかもしれませんが、少なくともそこまで踏み込んでやられたような自治体はなかったと思っております。

10年間たちました。私は、ただ10年間のこの間あったことで振り返ってみますと、ICTの技術、非常に進歩したというのがまずあります。AIも含めて。当然この事業、10年間継続してやってきたわけですから、恐らく担当部署含めて様々な知見とかノウハウのようなものが蓄積されてきたのではないかと思っております。当時は手探りで始めたのですけれども、今は様々な知識、経験が積み上がっているのだということもあります。年齢の部分も制限上がっているところはありますけれども、今60代、かなり元気な方、非常に多い時代でありますから、逆に当時は見守り対象だったかもしれませんが、これからは見守りに協力してもらいたいような60代の方、非常に増えたという印象はあります。これは、私の直観的な部分で、何か統計の裏づけがあるものではないのですけれども、そういった高齢者も増えているという印象がありまして、必ずこの10年間マイナス

だけではなかったという印象を受けております。特にICTに関しては、国の交付金事業を活用しながら見守り事業をやっているような自治体もちらほら全国的にも出てきているような状況でありまして、砂川市は確かに当時先進地でありましたが、他自治体においても様々な知見、経験、そして当然砂川市においても様々な経験積み重なっていますので、必ずしもこの10年間、決してマイナスではなかったと。逆にプラスのほうが多いのではないかと思うぐらいの状況かと。しかし、一方では確実に高齢化率も進んでいるという状況であります。

そうしますと、この事業を当時善岡市長の肝煎りで開始されて10年が経過しましたけれども、これからの10年、新市長の下、どうこの事業を維持、継続、あるいは発展させていくかについては、どのような考えで進めていくのか、ここは市長の考えをぜひここで伺いしていきたいと思っております。

○副議長 小黒 弘君 市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） 見守り事業の今後についてということのご質問でございます。

市といたしましても、各町内会、役員の不足ですとか、そういったところになり手不足が生じているのは現状として把握しているところでございます。

このいきいき支え合い条例、平成25年にできておりますけれども、砂川モデルとして全国各地から視察にも来てくれておりまして、高齢者を支えるシステムとしては当時すばらしいものであります。

そしてまた、今ご指摘のありましたように、今後見守る側が、マンパワーが不足していくというところにつきましては、今国でもDX、GX等推進しておりまして、ICT含めてそういったところのアナログからの脱却といいますか、省力化を進めているところでございまして、市としてもそちらが見守りに対して可能であって、有効的なものであるとすれば、そちらも今後は検討を進めていかなければならないと思っております。

また、町内会のご協力が必須の条例でございまして、地域とのつながり、そして見守りは住んでいるところの近所の人たちのつながりが一番の情報源となっております。そういったところからしますと、今後も引き続き町内会のご協力を得ながら、この条例、そして支え合いを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長 小黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 ありがとうございます。

大きな1については終わります。

それでは、大きな2について、中央公園の管理についてなのですが、私が見に行ったときは非常に木が大きくて、葉っぱもついていた状況なのですが、8月末に剪定されたということで非常にすっきりいたしました。ただ、まだ若干大木、あそこ1本だけではないですよね。何本か残っているのですが、当然残された部分も対応しな

ればならないですし、このプラタナスという木は非常に成長が早いものですから、油断すると残されたほうもどんどん大きくなるという状況になると思うのですが、ここに限定します。中央公園のこの大木の管理について、今後残された部分も含めてどのようにされていくのか、改めてお伺いしたいと思います。

○副議長 小黒 弘君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 中央公園のプラタナスにつきましては、今年度公園側の半分程度の剪定を行っております。

今お話ありました木のサイズも非常に大きくなっておりまして、さらに河川用地に隣接しているということから、高所作業車を使いまして比較的大がかりな作業となることが考えられまして、予定としまして残りの半分につきましては来年度以降に引き続き剪定を行っていく予定でありますけれども、市街中心部にあるということもございますので、伐採の作業に当たりましては地域住民の方ですとか、あるいは町内会の皆様のご意見もよくお聞きしながら作業を進めてまいりたいと、このように考えております。

○副議長 小黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 (1) は分かりました。

(2) についてでありますけれども、私が部長の答弁を聞いて意外に思ったのは、駅前施設と全く連動していないわけではなかったのだということが分かったのです。それは、答弁聞く限りは、駅前施設の動向によっては中央公園のこの老朽化した、昭和に建てられたトイレ、昭和63年に建てられたトイレの改修の方向性にも影響が出てくるのではないかと私は受け止めました。当然その両方にいいトイレ造るというわけにもいかないわけがありますから、駅前にきちんと24時間対応のトイレが仮にできたと。現状ではそのような計画にはなっていないのですけれども、仮に駅前施設に24時間対応のバリアフリー、防犯対策がしっかりしたトイレができたとする、仮定の話で申し訳ないのですけれども、当然中央公園に関しての改修の投資については、それは建て替え、あるいは大改修の予定だったけれども、簡易なものにするとか、そういう方向性になるのかと、私は先ほどの答弁伺って思いました。私のこの認識で、まず間違いがないかどうかについて確認させてください。

○副議長 小黒 弘君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 中央公園のトイレに関しまして、まず砂川市全体で公園の長寿命化計画が策定しておりまして、前段のこの中央公園の改修につきましては、駅前地区整備というものの概念がない状態でそもそも考えているところで、そのことがありません状態ですと、この中央公園自体の整備はもう少し、何年も先の予定であったところでございますが、この駅前地区の整備というのが今進んでいる最中で、そこで後づけと言うと語弊があるかもしれませんが、トイレの件が出てきた関係で、では中央公園とのバランスはどうなるのだというのが逆に後からクローズアップされてきたという部分がございま

す。

それで、現時点におきまして決定方針はないのですが、今後見えてくるでしょう砂川の駅前地区の整備の実施設計の状況ですとか、あるいはトイレの在り方が出てくると思っていますので、その辺の状況を踏まえた上で今後の中央公園のトイレの在り方、また公園自体が非常に老朽化しておりますので、その際に公園全体の整備計画というのとも考えなければならぬと思っております。果たして廃止としてよいものなのか、あるいは存続するとして、どの程度まで改修していかなければならないのか。というのは、今後考えていかなければならないものと思っております。

○副議長 小黒 弘君 武田真議員。

○武田 真議員 そうしますと、中央公園のトイレの現状の認識については、双方そごがないのかと。基本的に中央公園のトイレについては、全然バリアフリー化が徹底されていない上に、安全対策も非常にないということで、仮にまちなか施設が先にきちんと整備されなければ、24時間対応のトイレ整備がされないのであれば、中央公園については、先ほど公園の存続についての話もありましたけれども、基本的にトイレについては残すという方向、残したとしたら、当然その改修に向けて検討していくという方向性で理解しているのか、最後にそこだけを確認していきたいと思っております。

○副議長 小黒 弘君 建設部長。

○建設部長 齊藤隆史君 中央公園自体がまちなかの街区公園という位置づけにございますので、なかなか簡単に廃止というわけにはいかないと思うのですが、その中でトイレという部分につきましては、今後の駅前地区整備とのバランスといたしますか、すみ分けという適切な表現かどうかあれですけれども、こういった形が望ましいのかというのを今後考えていきたいという考えでございます。

○副議長 小黒 弘君 武田真議員の一般質問が終わりました。

一般質問を続けます。

伊藤俊喜議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時52分

○議長 多比良和伸君 議長を交代しました。休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私からは、今回大きく2点質問させていただきます。

まず、1点目、市内スポーツ団体の遠征費補助についてであります。現在砂川市スポー

ツ協会に加盟する団体は22団体あり、砂川市内での活動をしております。それぞれに加盟する団体では、日々の練習を重ね、市外での大会、道内各地に遠征参加をしておりますが、その移動の際には自分の車を使用したり、団体の場合はバスを借りたりしております。特に野球やサッカーなどの大人数の場合には、市外での大会が年に数多く開かれますが、そのたびに遠征費であるバスの借り上げ代が選手やその保護者に大きな負担となっている状況にあります。加えて、今年の10月1日からは、道内における貸切りバス運賃の上げが決まっており、さらなる負担増が懸念されるところであります。このような現状となっている中、スポーツ団体への遠征費補助の制度を新たに設けることができないか伺います。

次に、大きな2点目は、市内の文化団体における遠征費補助についてであります。スポーツ団体には、全道大会や全国大会などの出場を決めた団体には遠征費補助について条件付きの市の補助規定がありますが、文化団体には優秀な成績を収めて全道大会及び全国大会に出場を決めても一切の補助がありません。これまで砂川市内では、ピアノや踊りのバレエ、民謡などで全国大会、全道大会に出場している方も数多くいらっしゃいます。しかし、スポーツ団体とは違い、こちらは自己負担での出場であり、大きな負担となっております。このような中、文化団体における遠征費補助の制度を新たに設けることができないか伺います。

以上、この場における1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 (登壇) それでは、初めに大きな1、スポーツ団体の遠征費補助についてご答弁申し上げます。

市では、市民のスポーツ活動の奨励及び振興を図るため、スポーツ大会の開催及び出場に対する補助要綱を定め、スポーツに係る大会等の地元開催及び当市を代表して大会への出場を行う者に対し開催または出場に係る経費の一部を補助しております。そのうちスポーツ大会への出場に対する補助としましては、日本スポーツ協会及び全日本各競技連盟並びにその参加団体の選抜、推薦、または予選を経て、全道大会及び全国大会並びに国際大会に参加する団体、個人に対して、大会参加料、交通費、宿泊費等を対象としているものであります。このうち全道大会においては、出場種目及び出場団体が異なる場合でも同一年度内においては同一人に対し1回限りとし、また全国大会及び国際大会においては団体競技、個人競技、それぞれ1回ずつの出場に対して補助するものとしており、令和4年度の補助実績は13件、148万2,925円であり、市内スポーツ協会等を通じ補助している状況であります。このように、スポーツ団体等の遠征費に係る費用の補助については、地区予選などを勝ち上がった全道大会等に出場する際の費用を対象としており、地区予選や個別に開催する大会、練習試合等は補助していないところであります。

スポーツ団体への遠征費補助の制度を新たに設けることができないかについてのご質問

であります。新たな対象者の拡大、または補助の増額などについては、市内のスポーツ団体が加盟する砂川市スポーツ協会をはじめ、各団体の意見をお聞きするとともに、近隣各地の状況を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2、文化団体における遠征費補助についてご答弁申し上げます。文化団体に対する補助につきましては、本市の芸術、文化に寄与する団体を支援するための砂川市文化協会補助金と、市民文化発展のために砂川市文化協会が主催する各種展示会、発表会、講習会などに対し交付する文化振興事業交付金をそれぞれ砂川市文化協会に対して交付しておりますが、本市においてはこれまで砂川市文化協会に所属する団体の主な活動の場が公民館や地域交流センターゆうなど市内であったことに加え、これまで近年のようなピアノやバレエ、民謡など、全国、国際大会に出場する事例がなかったため、スポーツ団体のような補助制度がないのが現状であります。

一方で、他の自治体では、スポーツ団体同様に文化団体に対しても全道大会及び全国大会等に参加する団体、個人に対して、大会参加料、交通費、宿泊費を補助している事例があるところであります。このことから、文化団体における遠征費補助については本市のスポーツ団体とのバランスを検討しつつ、支援の妥当性など、まずは砂川市文化協会をはじめ、各団体の意見をお聞きするとともに、他の自治体の先進事例を参考にしながら調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございます。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

今回の質問で、新聞でいうと見出しのような一番重要な部分は、スポーツ団体の選手は全道大会と全国大会に出場が決まった際に遠征費を含む、かかる経費のおよそ3分の1ぐらい、今説明ありましたけれども、およそ3分の1ぐらいが砂川市で補助をしているということが規定で決まっています、今現在運用をされているという状況にあります。ここを踏まえた上で、全国大会や全道大会に進むことのないスポーツ団体におけるふだんの遠征費に係る再質問をしていきたいと考えます。

まず初めに、市内のスポーツ団体の遠征費補助について、各スポーツ団体から要望はこれまでに上がったことはありますかお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 スポーツ団体からの全道大会によらない遠征費の補助ということでございます。

本市では、先ほど言いましたとおり、全道大会、全国大会に出場する際に補助金を支出しておりまして、その際補助申請のときに団体の方と市の担当者が直接お会いしてお話をする機会がございますが、これまでのやり取りの中でこのような遠征費を補助してほしいというお話は、この補助申請時以外、そして他の団体からのお話も含めまして要望はなか

ったということを担当から承知しております。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございます。

それでは、スポーツ団体における遠征費補助をしている、ほかの道内自治体はあるのでしょうかお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 道内自治体の状況ということでございます。

道内全ての自治体の状況を把握しているということではないのですが、空知管内10市、そして中空知の5町について状況を把握しておりまして、自治体が補助制度を設けているのは本市を含めまして8市5町となります。このうち2市が少年団に限り、空知管内の大会に限りまして、その出場が補助対象としておりまして、あと残る市町につきましては当市と同様に全道規模以上の大会からの出場が対象となります。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございます。

それでは、大人の団体は全道、全国大会で行くところは8市であって、空知管内だけの交流試合などでバスを出せるというのは、少年団で2自治体があるということですね。分かりました。

市内には22のスポーツ団体を束ねる砂川市スポーツ協会があり、こちらには市が補助金を支出している補助団体となっております。各団体にも補助金が配分されているわけですが、その中でスポーツ団体が砂川市近郊での交流試合の遠征に使えるものはあるのでしょうか、把握していれば教えていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 ただいまのお話は、市から砂川のスポーツ協会へ補助金を支出しておりますが、このうち遠征費の補助があるかということでございますけれども、この趣旨を内容とするスポーツ協会への補助金はございません。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございます。

まず、なぜこの問題を取り上げなかったかということを説明していかなければいけないと思うのですが、今回質問するに当たって、ふだんからお話をさせていただいている団体ですとか、またこちらからその団体にお伺いしたり出向いたりとかして、数多くの団体とお話をさせていただきました。例えば具体的な団体、名前を出していいと言われた団体でいますと、市内の小中学生で構成するサッカー少年団のFC砂川、約30人の選手がいらっしゃいますが、交流試合となると市外となって、保護者の車に分乗するですとか、あとバスを借りなければいけないという状況であります。試合も道内各地で数多くあって、そのたびに選手や保護者の経済的な負担が発生しているような状況にあります。

また、もう一つ、事態が深刻なのは砂川市ゲートボール協会さんであります。こちらは、約10人で活動をされておりますが、全員が70歳以上という状況であり、とても高齢化が進んでおまして、会の存続についても議論をされたりですとか、危機感をすごく持っておられるのですけれども、今年の春に会員さんを対象にアンケートを行ったところ、やるかやらないかという話だったのですけれども、会のメンバーの総意として会を続けていこうという判断になりました。市内の練習でしたら、各自が出向いたりとかしてゲートボール場に来るということ是可以のですけれども、問題は市外での試合についてであります。これまでは、このゲートボール協会さんでは会員の中で2人の、約10人の中で2人が車を持っているような状況なのですけれども、この乗り合わせで今まで雨竜町ですとか南空知の大会に、試合会場に向かっていたわけなのですけれども、このドライバー2人がどちらも90歳近くて、年内で運転免許証を返納するという状況になっておまして、来年からは市外の試合に物理的に出られないという状況、見込みであります。このため、バスでの移動を考えましたが、会の運営費というのがそもそも、10人不足ですので少ないということで、バス代の負担が大きく、これまでと同様な試合出場ができなくなる可能性が今の状況になっております。会の独自のアンケートであったように、活動を続けたいという気持ちは続いておりますが、免許の返納で物理的に参加できなくなるという可能性があり、年を重ねてもスポーツに参加したいという気持ちは続いております。

高齢化も進み、同じような団体が出てくる可能性もあります。このように少年団から高齢者に至るまで遠征費の捻出、移動手段について厳しい状況に置かれております。さらに、先ほどもありましたように、10月1日からは道内における貸切りバス運賃の料金が2割から3割ぐらい上がると、引上げがもう既に決まっているということになっておまして、さらなる負担増が懸念される場所でもあります。その上で、スポーツ団体であればどこでも遠征費補助というわけにもいかないと思います。突然できた団体に補助でどこかの市外に行きたいから補助が欲しいというのは、そこは無理だと思いますので、市の補助団体であるスポーツ協会さんを窓口にして、生涯スポーツの観点からも遠征費補助の制度を設ける必要があるのではないかと考えております。

そこで、これからも市民がスポーツを楽しむことを応援するために、大きな額は求めておりませんが、補助の上限を設けるなどして条件づけをした上での制度設計をつくることはできませんでしょうか。この点について、改めてお考えをお聞かせください。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 制度に上限を設けるなど、条件づけをした上で制度について検討いただけないかということでございます。

ただいまサッカー少年団、あるいはゲートボール協会さんのお話を、現状お聞かせいただきました。ただ、現状本市も含めまして、多くは全道規模大会からの出場ということでございます。まずは、現状の把握が大切だと思っておりますので、砂川市スポーツ協会を

はじめ、各団体の意見をお聞きしまして、自治体の例を参考にしながら、どこまでの支援が必要なのかというのと併せまして、検討をさせていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 ありがとうございます。

次に、大きな2点目、文化団体における遠征費補助についての再質問でございます。遠征費つながりで、先ほどのスポーツ団体の質問に似通っているように見えますが、実は決定的に違うところがございます。文化団体には、全国大会や全道大会に出場する際の市の補助規定が全くございません。繰り返しますが、スポーツ団体には全国大会や全道大会に行く際には市の補助があるのに対して、文化団体には全くないような状態でございます。これまで砂川市ではピアノや民謡、踊りのバレエなどで全国で活躍した子供たちが数多くいらっしゃいます。同じ砂川市の代表として背負って頑張ってくるわけですが、なぜか文化とスポーツの違いで補助があったりなかったりという状態になっております。恐らく過去に教育委員会さんもこういう違いに気づいていたのではないかと思います。言葉悪く言えば知っていたのに目をつぶっていたのではないかと思われても仕方がないのかと思います。

そこで、まず初めに市内の文化団体の遠征費補助について、各文化団体から状況を把握したことはありますでしょうか。また、要望はこれまでに上がったことはありますでしょうかお聞かせください。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 ただいま市内各文化団体の遠征の状況と、これまでの要望があったかというご質問でございます。

現在砂川市文化協会には、文化団体が13団体ございます。これらの団体の遠征の状況ということでございますけれども、現状といたしましては把握していない状況であります。また、加盟する団体に会員数が19名、31名と大きい世帯の団体もございますけれども、担当からはこれまでに遠征に今苦慮しているのだというお話だとか、また要望はこれまでにはなかったものということで承知をしております。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 今回質問するに当たりまして、自分でも調べさせていただきました。道内での事例というところでいいますと、遠軽町で文化、スポーツ問わず、児童生徒を対象に、しかも全国大会や全道大会ではなくて、町内及び近郊の交流試合、もしくは研修会など、1団体につき年4回まで、1回当たり3万円までの上限という限度額を設けて、貸切りバスの補助を行っている事例がございました。自分のこれまでの活動の中でいろいろ聞き取りしてございますけれども、各文化団体からもこの状況を解決してほしいという声も聞いております。例えば合唱団などまとまった人数で近隣の会場に行くですとか、あと陶芸サークルなども年に1度、遠征みたいな形でバスを借りて行ったりと。今は個人負担で行か

れているとお伺いしました。

1回目の答弁で現状の考え方は大体分かりましたが、予算を伴う新規の項目は、市長部局ではないため教育委員会としてはこの場における直接の答弁はなかなか難しいのかと思いますが、現状より一步でも二歩でも改善することが必要ではないのかと考えております。

最後になりますけれども、先ほど教育委員会は遠征費について各団体から聞き取りをしたことがないというご答弁をいただきました。私は、スポーツ団体も文化団体も対等であるのではないかと、対等な関係であるべきなのではないかと考えております。これまで声になかったからだとか、文化団体への制度がなかったから文化団体への制度をつくらなかったとすれば、どのような現状になっているのか、各団体が求めているもの、ニーズみたいなものをぜひ把握していただきたいと今後考えますが、最後にこの点について改めて教育長のお考えをお聞かせいただければと思います。お願いします。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) それでは、私からスポーツ団体、文化団体に対する遠征費の考え方ということでお話をさせていただきたいと思います。

スポーツ団体も文化団体も、恐らく今までの歴史の中ではそれぞれどこかの部分で活動費に含めて遠征費の話も担当には恐らくあったのだろうと私は思います。ただ、それが教育委員会全体としての要望として受け取ってなくて、それが全体で今少し文化団体々とスポーツ団体等との遠征費の考え方が異なってきているというのが恐らく今までの現状ではないかと思えます。

先ほど教育次長からもお話をさせていただきましたけれども、まずは文化団体においてもスポーツ団体においても、各団体の今までの活動費を含めた遠征費の考え方、これは十分に確認をさせていただきたいと思います。その上において、必要なものがあるのか、あるいは文化団体とスポーツ団体で同じようなものなのに、そこに格差が生じているのかどうか、これは十分に検討させていただいて、必要があればこれは協議検討させていただきたいと思いますので、まずはスポーツ団体、文化団体全体の部分について聞き取りを確認させていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

ぜひ今後育ってくる子供たちのためにも、またそして今現状で困っている団体もありますので、そういったスポーツ団体、文化団体のために一步でも二歩でも改善していただきますようお願い申し上げまして、この場における私の質問とさせていただきます。

◎延会宣告

○議長 多比良和伸君 本日はこれで延会します。

延会 午後 3時21分